資料-2

第２次犬山市環境基本計画

改訂素案

目　次

第１章　計画の基本的事項 1
1　計画策定の背景 2
2　計画の目的と位置づけ 3
3　計画の期間 4
4　計画の対象範囲 4
5　計画の推進主体 5

第２章　計画策定の方向性 7
1　環境問題をとりまく社会情勢の変化 8
2　環境に関する市民・事業者の意識 17
3　計画策定にあたっての課題 26

第３章　将来の環境像 33
1　目標とする環境像 34
2　目標とする環境像の実現に向けた本計画の枠組み 35
3　基本目標 38

第４章　環境施策 45
基本目標１　里山の恵みを守り育てるまち 46
基本目標２　限りある資源を有効に利用するまち 54
基本目標３　安心して快適に暮らせるまち 58
基本目標４　地球環境に配慮したくらしを実践するまち 67
基本目標５　協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち 78

第５章　協働プロジェクト 85
1　協働プロジェクトの考え方 86
2　重点プログラム 90

第６章　計画の進行管理 95
1　計画の推進体制 96
2　計画の進行管理 98

資料編 101

第１章　計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、自然の喪失、水質汚濁、ごみの増加、生物多様性の劣化といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルそのものが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、豊かな環境を守り、次の世代へより良いものとして引き継いでいくため、2002（平成14）年４月の「犬山市環境基本条例」（以下、「環境基本条例」といいます。）の施行と同時に「犬山市環境基本計画」を策定し、同計画に基づく将来環境像「里山の自然と暮らしが調和した 住み続けたいまち 犬山」の実現を目指して、里山環境の保全、公害対策やごみ減量など市の環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

また、令和３年２月にはパリ協定の目標達成に向け、2050（令和32）年の温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

「犬山市環境基本計画」の計画期間（2010（平成 22）年度）の満了後も同計画に基づく取り組みを推進してきましたが、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少社会への移行、2030 アジェンダ（SDGs）※1や COP21 におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全への対応、気候変動への適応など、新たな環境課題に対応するために、「第２次犬山市環境基本計画（以下「第２次計画」といいます。）」を策定し、環境の保全等に関するさらなる取り組みを推進しています。第２次計画策定以降の国際的な新たな枠組み等を踏まえて、2050 年脱炭素の実現等に向けた取り組みを推進することが求められてきたこと及び施策等の現状に合わせた見直しのため、第２次計画を一部改訂し「第２次犬山市環境基本計画改訂版（以下「本計画」といいます。）」を策定します。

犬山市環境基本条例第３条（基本理念）

環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければなりません。

（１） 多くの生物が生き続けることができる豊かな自然環境を守り育てることが重要であることを認識し、人と自然との共生が実現されるように行うこと。

（２） 地球上の資源に限りがあることを認識し、環境を構成する生物や資源が、将来にわたって共存できるような循環型の社会が築き上げられるように行うこと。

（３） 私たちの先祖から引き継がれてきた歴史的・文化的遺産の保存と活用により、魅力的なまちづくりが図られるように行うこと。

※1 2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための 2030（令和 12）年までの国際開発目標で、相互に密接に関連した 17 のゴールと 169 のターゲットから構成される持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を掲げている。

２ 計画の目的と位置づけ

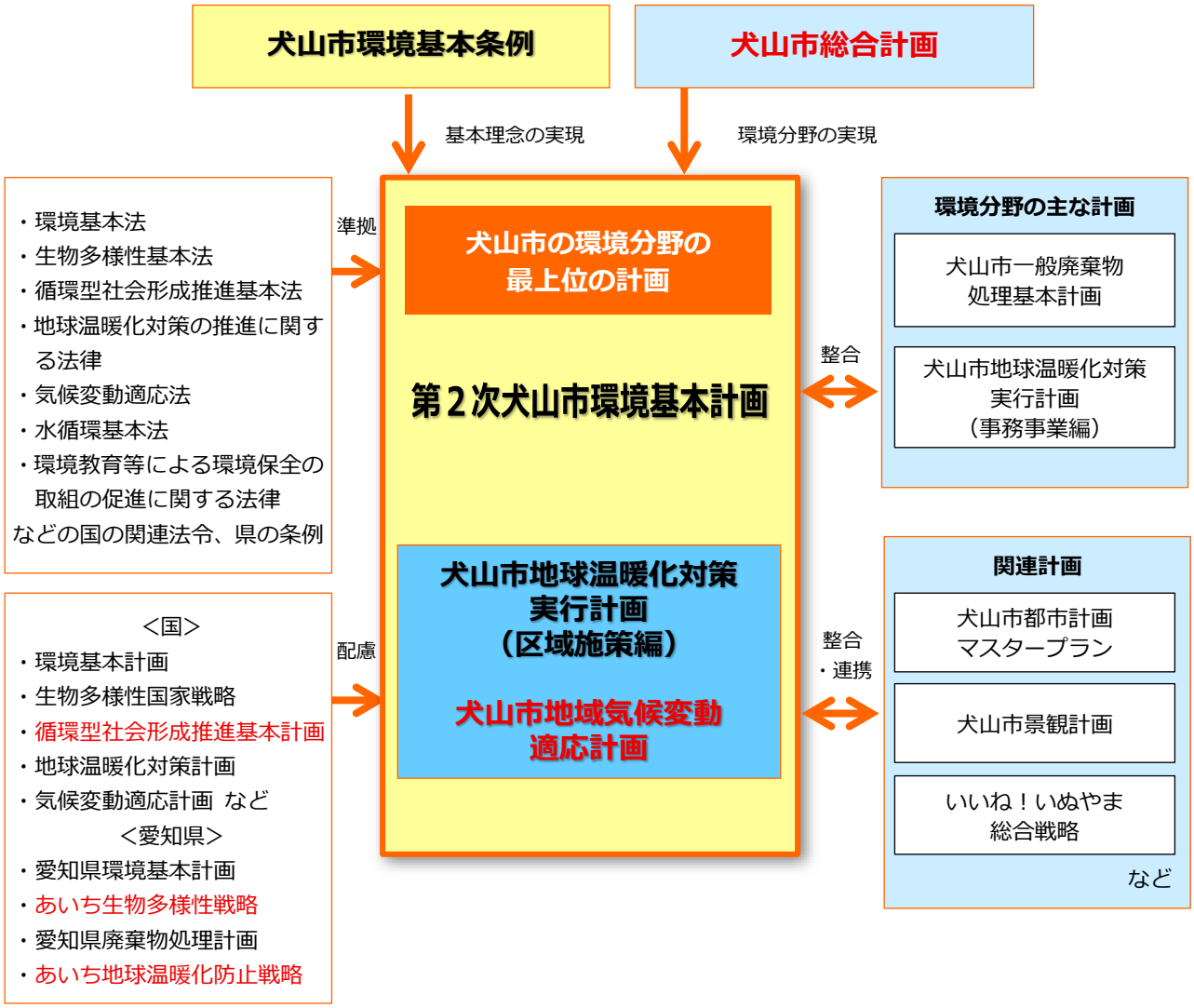
本計画は、環境基本条例の基本理念（第３条）の実現に向けて、環境の保全や創出に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

本市のまちづくりの最上位計画である「第６次犬山市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画でもあり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。また、市が施策の策定及び実施を行うに当たっては、本計画と整合を図るよう配慮します。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「犬山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」および環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第８条に基づく行動計画を包含した計画として位置づけます。また、流域水循環計画を包含した計画として位置づけます。

本計画の推進にあたっては、SDGs の達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取り組みを実施します。

第２次犬山市環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和３）年度を初年度とし、9年後の2030（令和12）年度を目標年度とします。

また、本市を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

4 計画の対象範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、総合的に捉えていくものとします。

対象分野は、①自然共生社会、②循環型社会、③安全・安心社会、④脱炭素社会、⑤環境保全活動の５分野とします。また、対象とする地域は犬山市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

なお、従来は環境分野のものと考えられなかった課題であっても、環境分野における取り組みが課題の解決に資すると考えられるものについては、本計画の対象に含めて取り組むものとします。

第２次犬山市環境基本計画の対象範囲

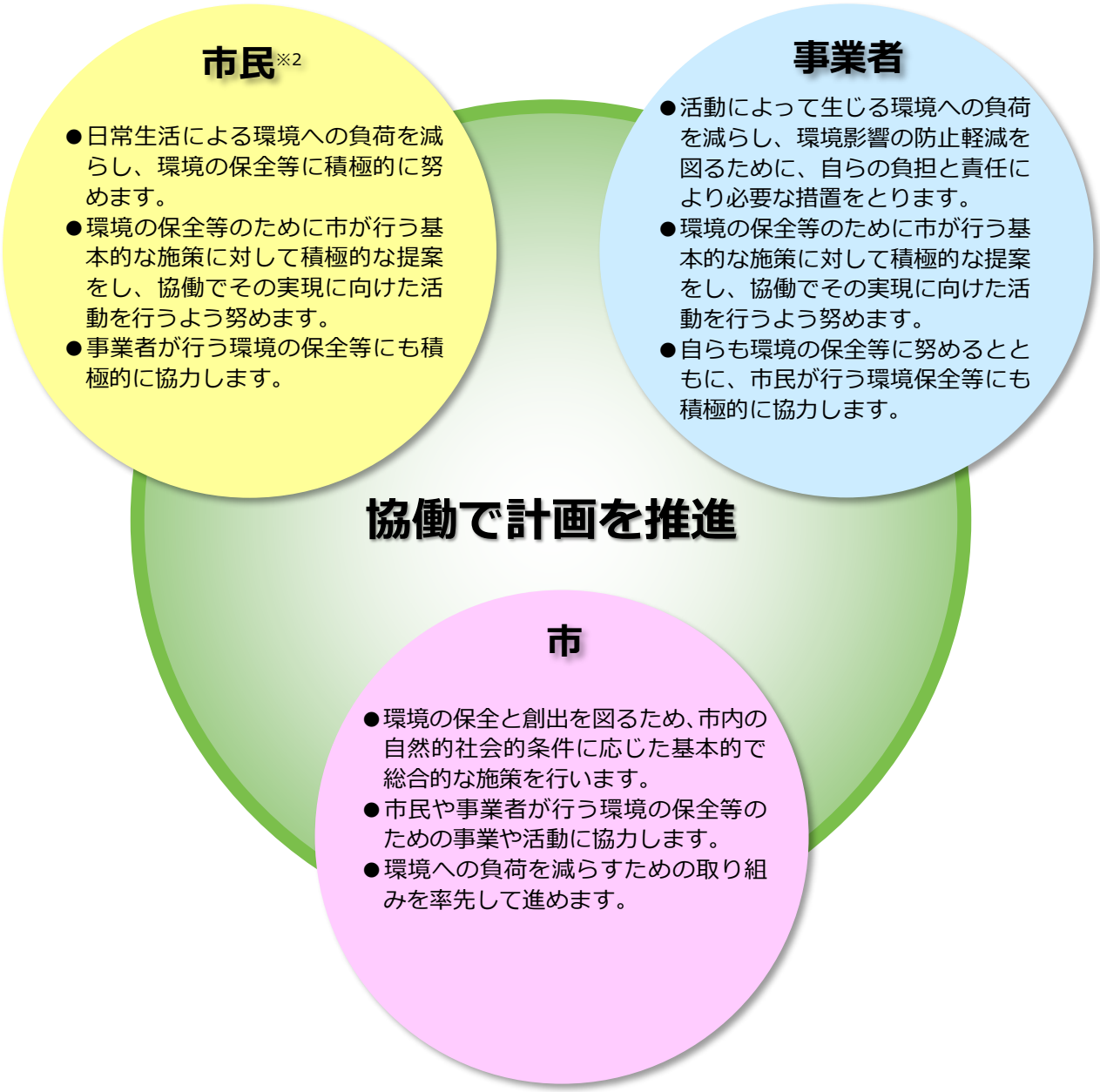
対象分野	対　　象　　範　　囲
自然共生社会	生物多様性、里山、ため池・河川等の水辺、健全な水循環　など
循環型社会	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（３R）、ごみの収集処理、食品ロス、脱プラスチック　　など
安全・安心社会	公害防止、化学物質汚染、住環境・地域交通、環境美化、気候変動への適応など
脱炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギーなど
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動、協働　、担い手の育成など

5 計画の推進主体

本計画は、環境基本条例の基本理念（第３条）の実現に向けて、環境の保全や創出に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

本計画の推進主体は市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。

第２次犬山市環境基本計画の推進主体



※２ 「市民」には、市民団体、NPO、市内在勤・在学者ならびに観光客等の一時的な来訪者を含む。

第２章　計画策定の方向性

1 環境問題をとりまく社会情勢の変化

第１次計画の策定以降における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

世界の動向

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、温室効果ガスによる気候変動や地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

国際社会は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：以下「MDGs」）を開発分野の羅針盤として、15年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGs の策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

こうした状況に取り組むべく、2015（平成27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」と表記します。）は、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

「2030アジェンダ」は、相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことを誓っています。

SDGs は、17のゴールが相互に関係しており、１つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特に SDGs の数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みが経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

SDGs は、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものですが、SDGs の達成のためには、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

そのため、本市の環境施策の推進においても、SDGs の達成と深い関わりがあることを認識し、持続的発展が可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1［貧困］
あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる。



目標2［飢餓］
飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する。



目標3［保健］
あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標4［教育］
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、
生涯学習の機会を促進する。



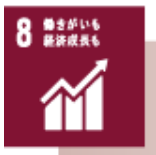
目標5［ジェンダー］
ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標6［水・衛生］
すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する。



目標7［エネルギー］
すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する。



目標8［経済成長と雇用］
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の
完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9［インフラ、産業化、イノベーション］
強靭（レジリエント）なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る。



目標10［不平等］
国内及び各国家間の
不平等を是正する。



目標11［持続可能な都市］
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で
持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標12［持続可能な消費と生産］
持続可能な消費生産形態を確保する。



目標13［気候変動］
気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる。



目標14［海洋資源］
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、
持続可能な形で利用する。



目標15［陸上資源］
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、
持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに
土地の劣化の阻止・回復
及び生物多様性の損失を阻止する。



目標16［平和］
持続可能な開発のための平和で包摂的な
社会を促進し、すべての人々に司法への
アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて
効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標17［実施手段］
持続可能な開発のための実施手段を強化し、
グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料：国際連合広報センターウェブサイト、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取り組み（外務省）

パリ協定

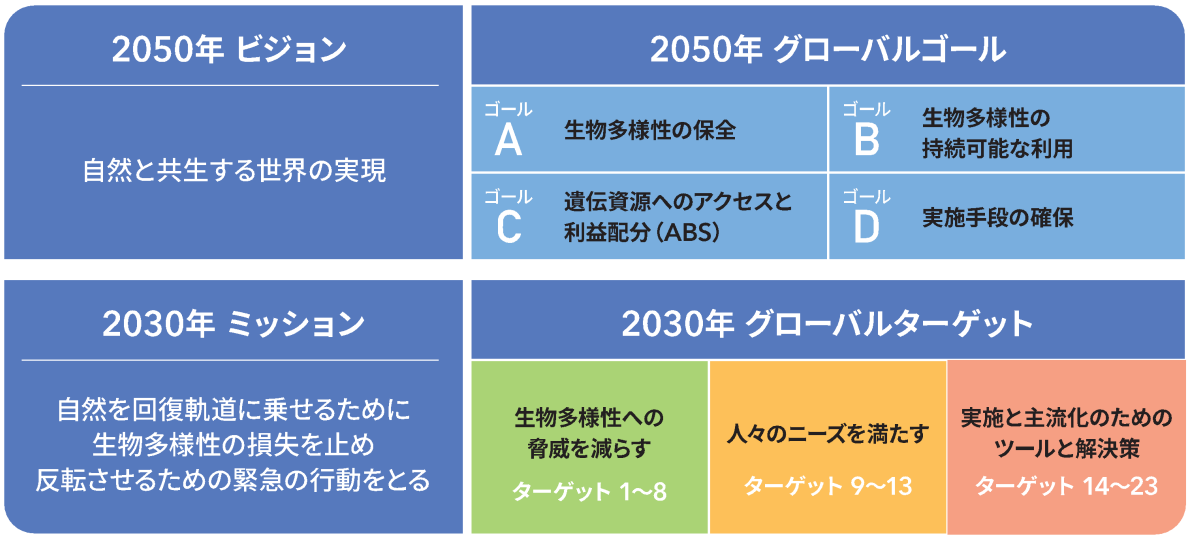
2015（平成27）年12月、パリで開催された COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020（令和２）年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を２℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められ、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することとされています。

昆明・モントリオール生物多様性枠組（愛知目標の後継）

2022（令和４）年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標）が採択されました。

本枠組は、「2050年までに自然と共生する世界」というビジョンを掲げ、その通過点として、2030年までに生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せるための緊急行動（2030年ミッション）を規定しています。構成は、生態系の健全性維持や利益配分などに関する「4つの2050年グローバルゴール」と、その達成に向けた「23の2030年グローバルターゲット」から成ります。主要なターゲットには、陸域・海域の少なくとも30%を保全する「30by30」や、劣化しつつある生態系の30%の回復などが含まれています。



資料：昆明・モントリオール生物多様性枠組パンフレット（環境省）

■コラム IPCC 1.5℃特別報告書

気候変動の抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続することなどが設定されましたが、1.5℃に関する科学的知見の不足も指摘され、気候変動枠組条約は IPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請しました。

これをふまえ、2018（平成30）年10月に開催された IPCC 第48回総会において、「1.5℃特別報告書※」が承認・受諾されました。

※正式名称「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する IPCC 特別報告書」

同報告書では、世界の平均気温が2017（平成29）年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030（令和12）年から2052（令和34）年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

約1℃というと、ささいな上昇のように思えますが、気温が約1℃上昇している中、近年の激甚な気象災害に温暖化が影響した例が指摘されるなど、具体的な影響が現れ始めています。

1.5℃報告書では、さらに将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050（令和32）年前後には世界の CO_2 排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要であることなどが示されています。

1.5℃と 2℃の地球温暖化に関する主な予測の比較

	1.5℃の地球温暖化に関する予測	2℃の地球温暖化に関する予測
極端な気温	・中緯度域の極端に暑い日が約3℃昇温する。（H） ・高緯度域の極端に寒い夜が約4.5℃昇温する。（H）	・中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する。（H） ・高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する。（H）
強い降水現象	・世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度及び／または量が増加する。（H） ・いくつかの北半球の高緯度地域及び／または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方がリスクが高くなる。（M）	
森林火災	・2℃に比べて1.5℃の地球温暖化においての方がリスクにおいて伴う影響が低い。（H）	
生物種の地理的範囲の喪失	・調査された105,000種のうち、昆虫の6%、植物の8%及び脊椎動物の4%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。（M）	・調査された105,000種のうち、昆虫の18%、植物の16%及び脊椎動物の8%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。（M）
漁獲量の損失	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約150万トン損失する。（M）	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約300万トン損失する。（M）
サンゴ礁の消失	・さらに70～90%が減少する。（H）	・99%以上が消失する。（VH）

※VH：確信度が非常に高い　H：確信度が高い　M：確信度が中程度

資料：令和２年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

国の動向

第六次環境基本計画

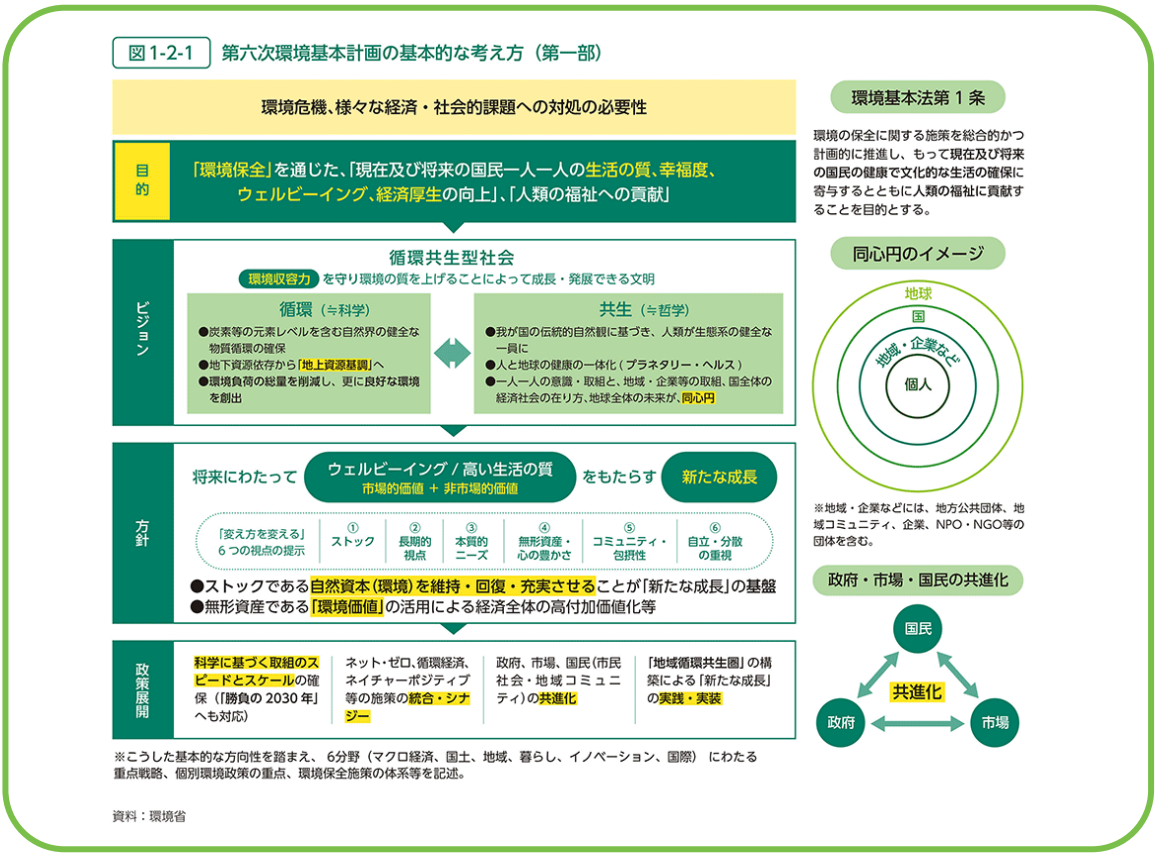
2024（令和６）年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目標に掲げ、その実現を通じて環境・経済・社会を統合的に向上させる「循環共生型社会（環境・生命文明社会）」の構築を目指しています。

また、第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」は、地域資源を活用し、環境・経済・社会の課題を同時に解決する考え方として、発展・深化されています。

さらに、自然資本を基盤として、脱炭素、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）を統合的に推進し、環境価値を「新たな成長」につなげることを目指しています。

このため、グリーンな経済システムの構築や自然資本を基盤とした地域づくり、科学技術・イノベーション、国際協調など、6つの重点戦略を掲げ、これらを総合的に推進することとしています。

第六次環境基本計画の基本的な考え方



資料：令和６年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

自然共生社会の形成に向けた戦略策定

2023（令和5）年３月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」は、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指す国家戦略です。

本戦略では、地球規模の環境危機や人口減少などの社会課題に対応するため、30by30目標（陸域・海域の30%以上を保全）の達成や、自然を基盤とした社会課題の解決策（NbS）の推進を掲げています。また、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決、ネイチャーポジティブ経済の実現、生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進など、5つの基本戦略を通じて、2050年の「自然と共生する社会」の実現を目指しています。

健全な水循環系の構築に向けた法整備、計画策定等

水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気・土壌などを含む自然構成要素と相互に作用しながら、生態系に広く多大な恩恵を与え続けてきました。しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響といった様々な問題が顕著となっています。

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、2014（平成26）年に水循環基本法が制定され、それに基づき2015（平成27）年には「水循環基本計画」が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けて活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

循環型社会の形成に向けた計画策定等

2024（令和6）年8月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、第四次計画で掲げた環境・経済・社会の統合的向上をさらに発展させ、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置付け、循環経済、ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブの同時達成の実現を目指すとともに、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現にも貢献することを掲げています。

主な施策として、製造業とリサイクル産業が連携したライフサイクル全体での資源循環の推進や、地域資源・バイオマスを活用した地域循環共生圏の形成、重要鉱物等の再資源化の推進などを位置付けています。

また、2019（令和元）年5月には「食品ロス削減推進法」が制定され、食品ロスの削減に向けた取組を国民運動として推進することが位置付けられています。

脱炭素社会の形成に向けた法改正等

国は、2020（令和2）年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。これを踏まえ、2021（令和3）年には地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置付けるとともに、同年10月には「地球温暖化対策計画」を改定し、2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける目標を掲げました。

さらに、2025（令和7）年2月には、新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減する新たな目標が示されました。あわせて、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現を図ることとしています。

また、2025（令和7）年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現する方針のもと、2040年度におけるエネルギー需給の見通しが示されました。電源構成については、再生可能エネルギーを4～5割程度、原子力を2割程度とする見通しが示され、再生可能エネルギーの最大限導入や省エネルギーの徹底、脱炭素電源の活用を進めることとしています。

このように、国の地球温暖化対策は、従来の低炭素化から、2050年カーボンニュートラルを見据えた脱炭素化へと大きく転換しており、地方公共団体においても、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、地域産業や暮らしと一体となった脱炭素まちづくりの推進が求められています。

気候変動適応策に向けた法整備・計画策定等

地球温暖化に伴う気候変動は、人間社会や自然生態系に深刻な影響を及ぼしており、近年では豪雨・洪水、猛暑、干ばつなどの異常気象が頻発・激甚化し、全国各地で大きな被害が発生しています。このため、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加え、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響に備え、その被害を回避・軽減する「適応策」を一体的に推進することが重要となっています。

このような背景から、2018（平成30）年に「気候変動適応法」が制定され、同年11月には「気候変動適応計画」が閣議決定されました。その後、2021（令和3）年10月には最新の科学的知見等を踏まえて計画が改定され、農業・森林・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7分野を対象に、関係府省庁が連携して気候変動適応を推進することとしています。

さらに、2026（令和8）年2月には、気候変動適応法に基づく「第3次気候変動影響評価報告書」が公表されました。同報告書では、最新の科学的知見に基づき80項目の気候変動影響を評価し、多くの分野で影響の重大性・緊急性が高まっていることが示されています。これを受け、政府では気候変動適応計画の改定に向けた検討が開始されており、今後は地域特性を踏まえた適応策の一層の強化が求められています。

愛知県の動向

第５次愛知県環境基本計画

愛知県は、1997（平成9）年に最初の「愛知県環境基本計画」を策定し、その後、2002（平成14）年に第２次計画、2008（平成20）年に第３次計画、2014（平成26）年に第４次計画として、概ね5年ごとに改定を行い、施策の充実強化を図ってきました。

第４次計画の策定から６年余りが経過し、持続可能な開発目標（SDGs）の取組拡大、新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルへの転換などの社会経済情勢の変化、地球温暖化の進行や生物多様性の損失などの地球環境問題の緊急性の増大などの状況を踏まえ、2021（令和３）年2月に「第５次愛知県環境基本計画」を策定しました。

「第５次愛知県環境基本計画」では、計画の目標である『SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」』の実現に向けて、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」及び「安全・安心の確保」に向けた4つの取組分野ごとに方向性を示し、具体的な取り組みを推進するとともに、総合的な施策推進に向けて、SDGs を理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進していくことが明記されています。

自然共生社会の形成に向けた取組

愛知県では、2021（令和３）年２月に「あいち生物多様性戦略2030」を策定し、「人と自然が共生するあいち」を長期目標として、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進しています。2026（令和８）年３月には、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」など国内外の動向や県内の課題を踏まえ、同戦略の「追補版」を作成しました。戦略と追補版を一体的に運用し、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指しています。

追補版では、従来の施策体系を継承しつつ、湿地の保全、侵略的外来生物への対策、保全活動の担い手確保などの取組を強化しています。また、30by30目標の達成に向けた自然共生サイトの拡大や、あいち生物多様性企業認証制度の運用、ネイチャーポジティブ経営の推進などを位置づけています。これらの取組を通じて、企業・自治体・NPO・県民など多様な主体の協働による生態系ネットワークの形成と、生物多様性の主流化を進めています。

また、愛知県では「あいち水循環再生基本構想」に基づき、流域圏を基本単位として健全な水循環の再生を推進しています。水質の保全、水量の確保、多様な生態系の保全・再生、水辺空間の保全などを総合的に進めることで、安全で豊かな水環境の形成を目指しています。

循環型社会の構築に向けた取組

愛知県では、これまで３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進や、県内に集積する産業技術を生かした循環ビジネスの促進に取り組み、一般廃棄物・産業廃棄物ともに排出量や最終処分量の削減など一定の成果を上げてきました。

こうした成果を踏まえ、2022（令和4）年2月には「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022～2026年度）」を策定し、３Ｒの推進に加え、サーキュラーエコノミー（循環経済）への転換、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興、プラスチックごみ対策や食品ロス削減などを総合的に推進しています。

また、2022（令和4）年3月には「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」を策定し、資源投入量や廃棄物発生量の最小化と資源・製品の価値の最大化を図る循環経済への転換を進めるとともに、本県の産業集積を生かした循環ビジネスの創出・拡大を推進しています。

地球温暖化対策の取組

愛知県では、2012（平成24）年に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2020」に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進してきました。その後、パリ協定の発効や県内の温室効果ガス排出量の動向などを踏まえ、2018（平成30）年2月に、温室効果ガス削減対策と気候変動適応策を一体的に推進する「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定しました。

さらに、2020（令和2）年10月の国による「2050年カーボンニュートラル宣言」以降、脱炭素を取り巻く社会情勢が大きく変化したことを踏まえ、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比46%に引き上げるなどの見直しを行い、2022（令和4）年12月に「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定しました。

改定版では、家庭、産業・業務、運輸、地域における脱炭素化や、再生可能エネルギー等の導入拡大を推進するとともに、水素社会の実現に向けて「低炭素水素認証制度」を活用し、低炭素な水素サプライチェーンの構築に取り組む事業者を支援しています。

また、気候変動適応については、農作物の品種改良や豪雨対策などの取組を進めるとともに、将来予測される気候変動の影響を踏まえ、地域特性に応じた適応策を計画的・体系的に推進することとしています。

２ 環境に関する市民・事業者の意識

市民・事業者を対象とした市内の環境に関する意識調査（アンケート）を令和元年7月に実施しました。

意識調査（アンケート）の概要

市民対象

調査地域	犬山市全域
調査対象	市民　犬山市在住の満 18 歳以上の男女 1,500 人
抽出方法	無作為抽出
調査期間	2019（令和元）年 7 月 6 日から 7 月 26 日
調査方法	郵送により調査票を配布、回収
回収状況	配布数 1,500、有効回収数 686、有効回収率 45.7%
調査項目	① 回答者自身について ② 犬山市の環境について ③ 普段の環境活動について ④ 地球温暖化対策への取り組みについて ⑤ 犬山市の自然環境について ⑥ 市の環境への主な取り組みについて ⑦ 自由回答

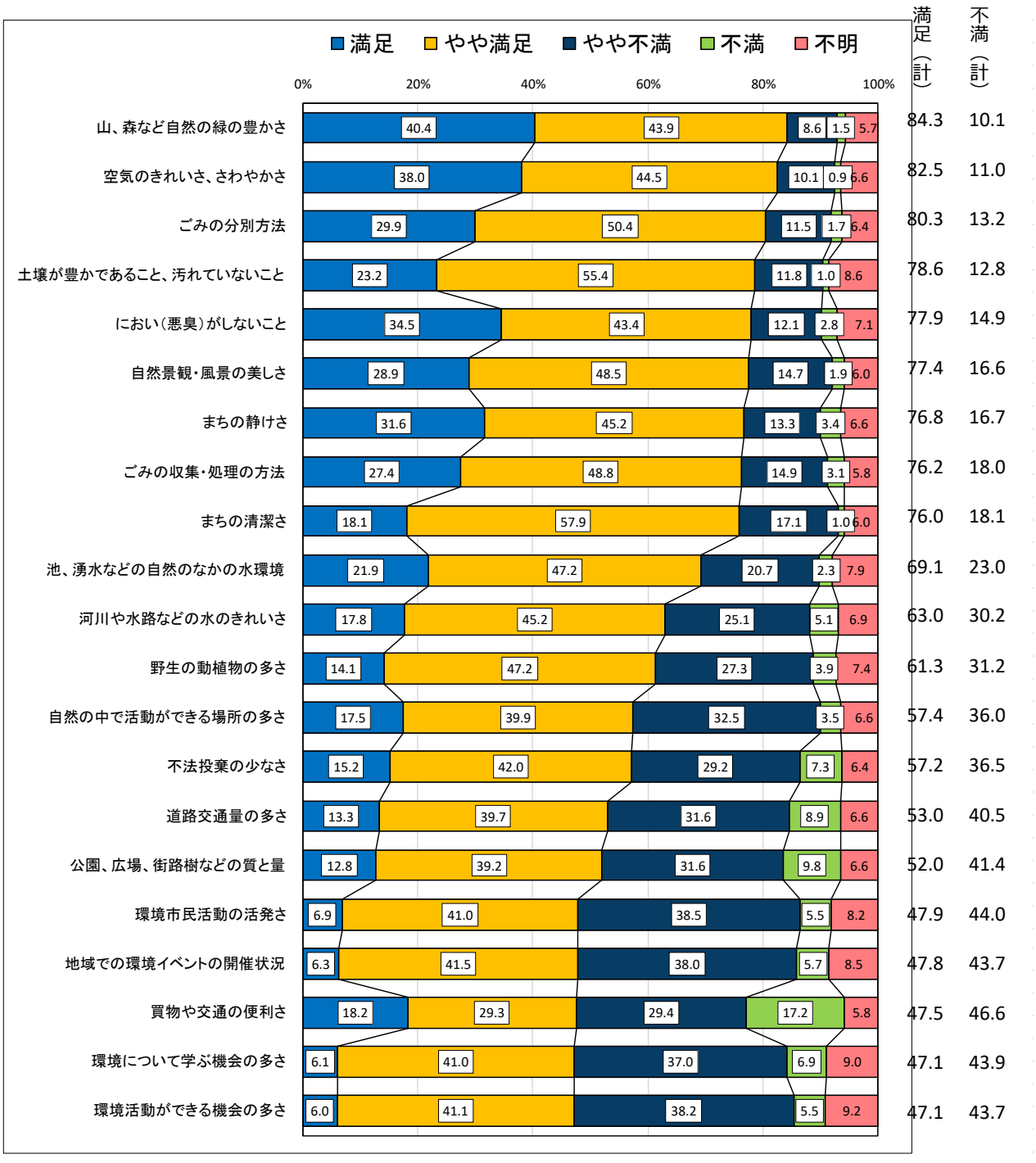
事業者対象

調査地域	犬山市全域
調査対象	市内の 350 事業所
抽出方法	無作為抽出
調査期間	2019（令和元）年 7 月 6 日から 7 月 26 日
調査方法	郵送により調査票を配布、回収
回収状況	配布数 350、有効回収数 155、有効回収率 44.3%
調査項目	① 事業所について ② 犬山市の環境について ③ 事業所の環境活動について ④ 事業所の地球温暖化対策への取り組みについて ⑤ 環境に関する地域貢献活動について ⑥ 自由回答

地区の環境について感じていること

地区の環境について感じていることを聞いたところ、『満足』『やや満足』と回答した割合は、「山、森など自然の緑の豊かさ」、「空気のきれいさ、さわやかさ」、「ごみの分別方法」などが上位にあがっており、一方、「買物や交通の便利さ」、「環境について学ぶ機会の多さ」、「環境活動ができる機会の多さ」などが『不満』『やや不満』の上位にあがっています。

地区の環境について感じていること（市民アンケート調査）

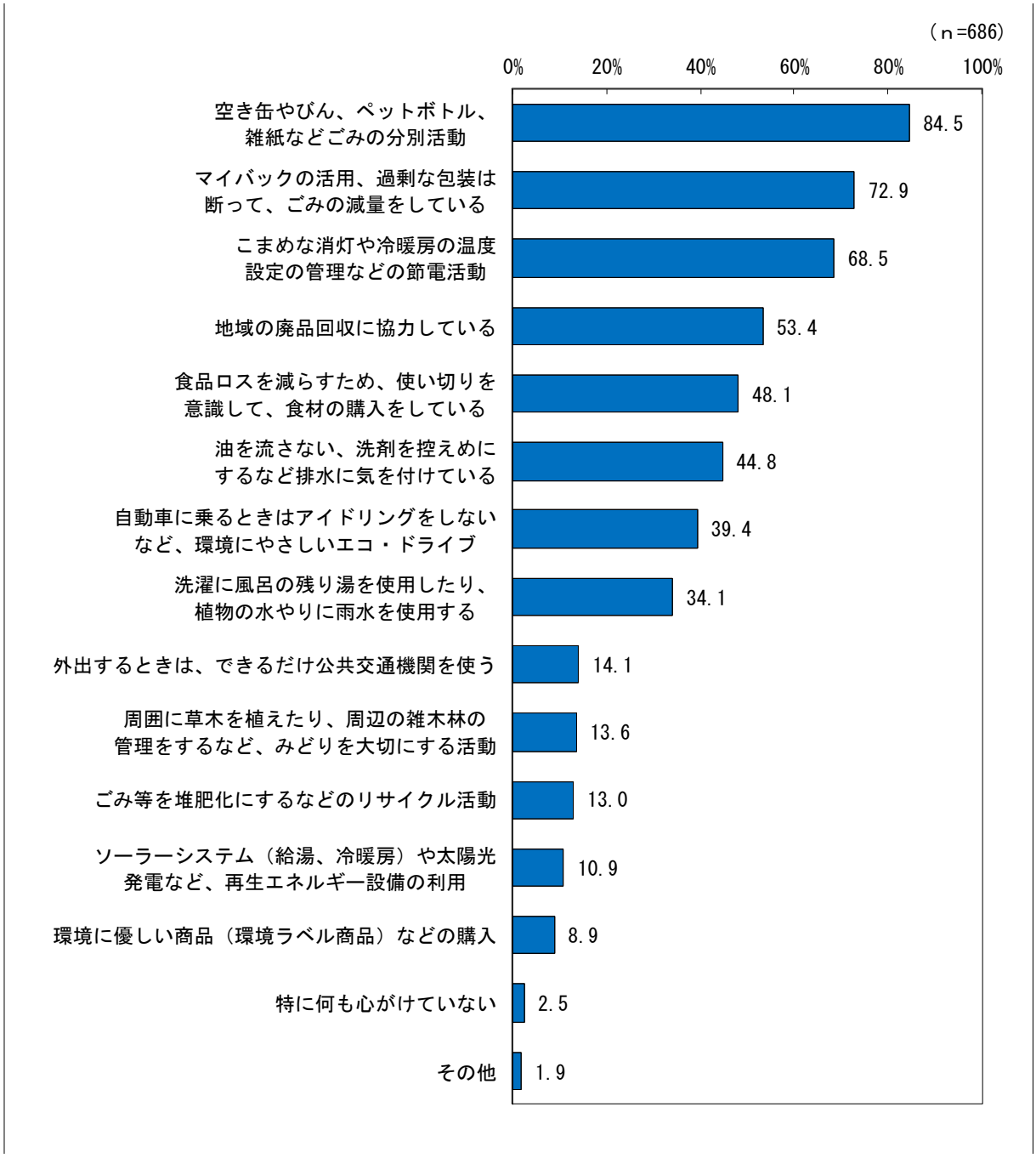


環境について、普段取り組んでいること

市民の取組状況

環境について、市民が普段取り組んでいることを聞いたところ、「空き缶やびん、ペットボトル、雑紙などごみの分別活動」が84.5%と最も高く、次いで、「マイバックの活用、過剰な包装は断って、ごみの減量をしている」（72.9%）、「こまめな消灯や冷暖房の温度設定の管理などの節電活動」（68.5%）となっています。

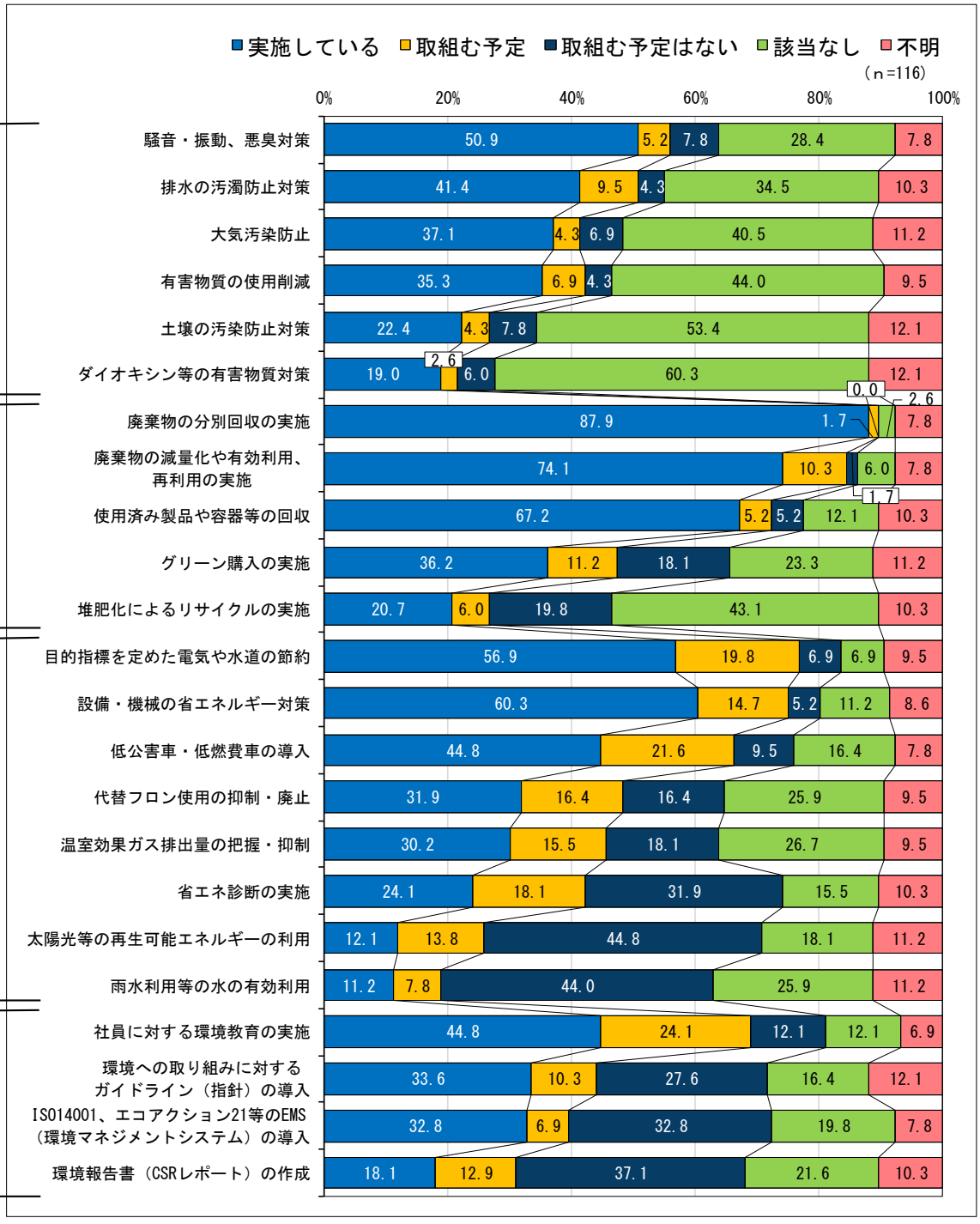
市民が普段取り組んでいる環境配慮活動（市民アンケート調査）



事業者の取組状況

環境について、事業者が普段取り組んでいる環境配慮活動の実施状況を聞いたところ、実施していると回答した割合は、「廃棄物の分別回収の実施」で87.9%と最も高く、次いで、「廃棄物の減量化、有効利用、再利用」(74.1%)、「使用済み製品、容器等の回収」(67.2%)、「設備・機械の省エネルギー対策」(60.3%)となっています。

事業者が普段取り組んでいる環境配慮活動（事業者アンケート調査）

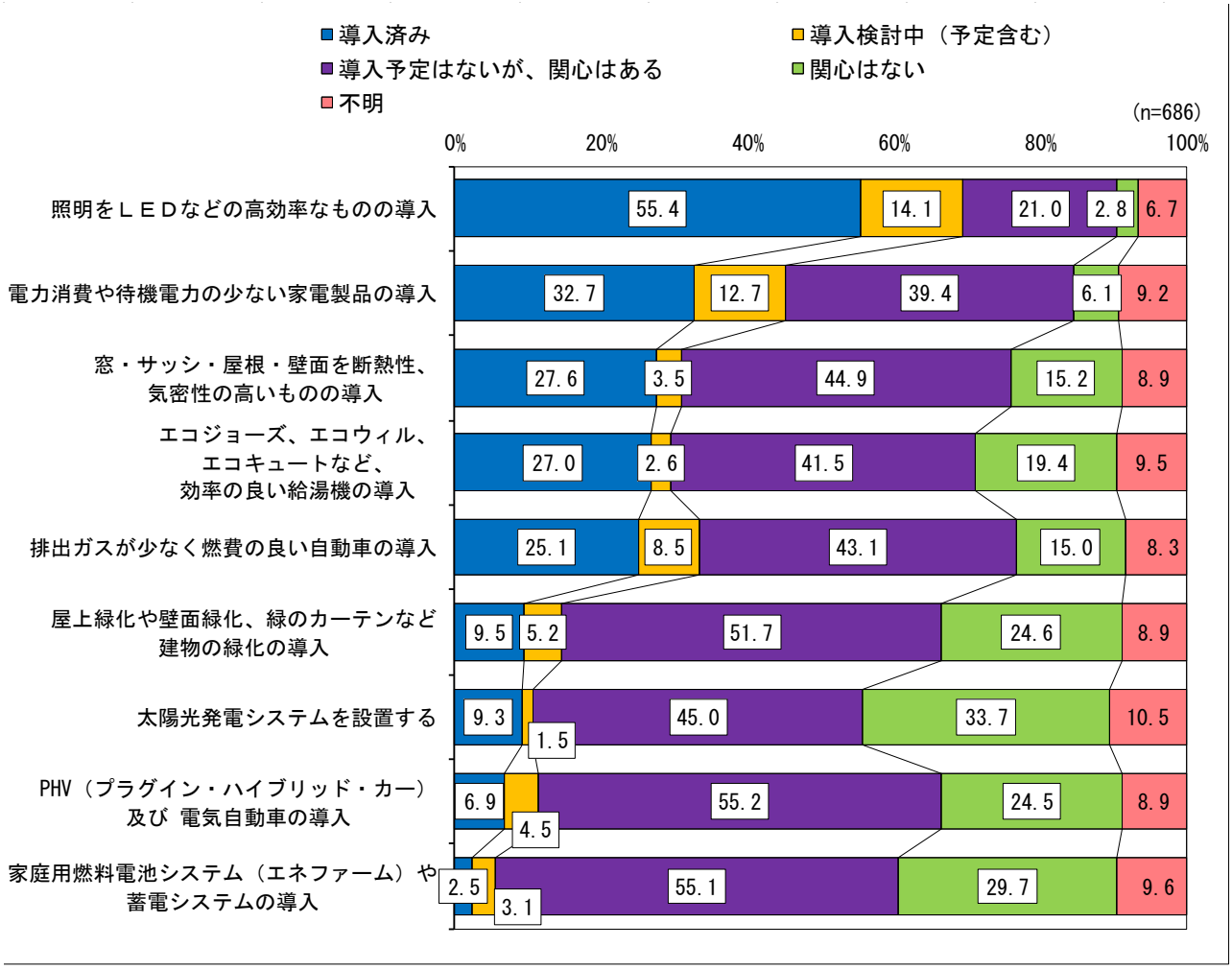


取り組んでいる地球温暖化対策

市民の取組状況

市民に地球温暖化対策への取組状況を聞いたところ、導入済みと回答した割合は、「照明を LED などの高効率なものの導入」で55.4%と最も高く、次いで「電力消費や待機電力の少ない家電製品の導入」（32.7%）となっています。

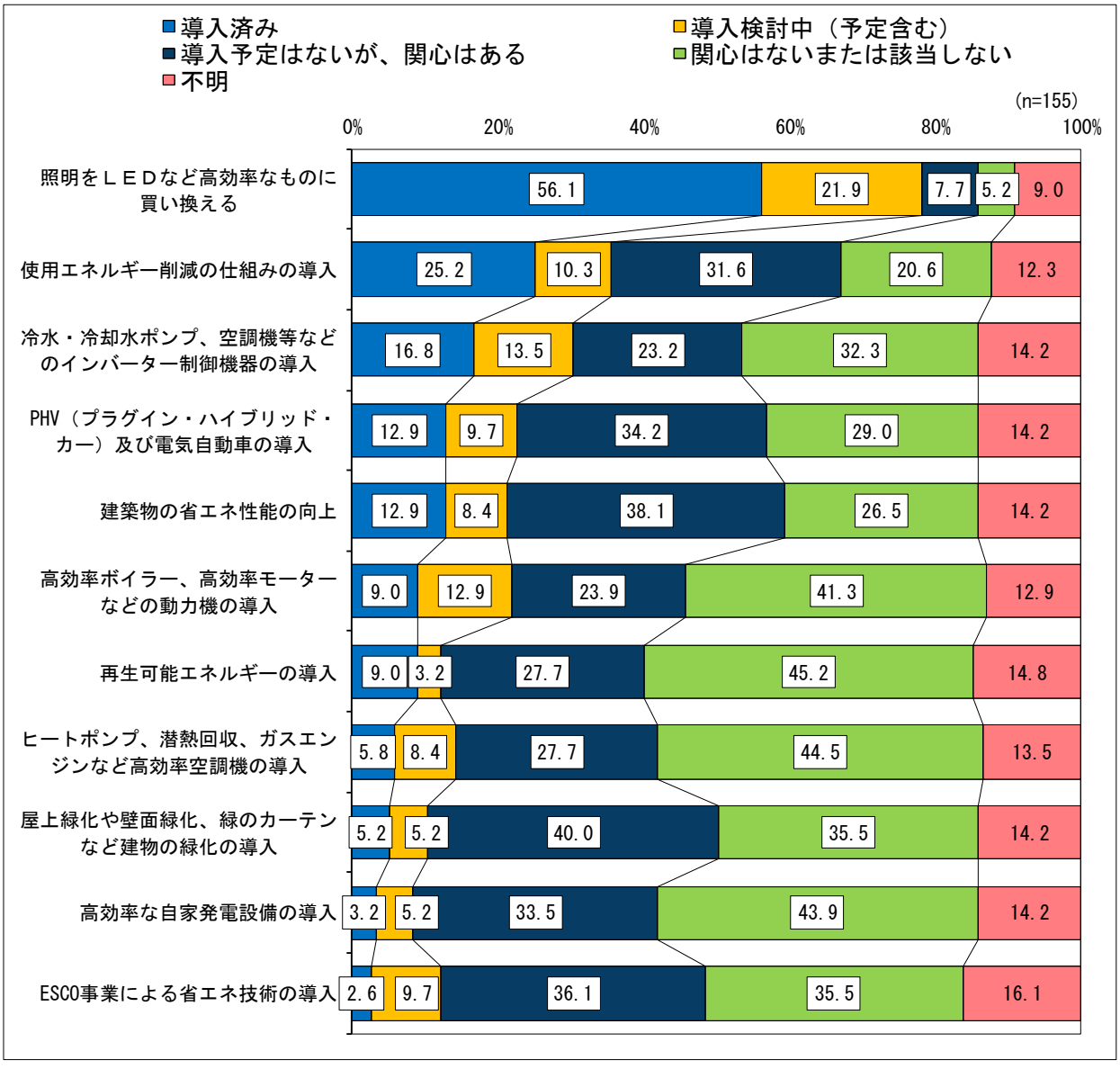
市民が取り組んでいる地球温暖化対策（市民アンケート調査）



事業者の取組状況

地球温暖化対策への取組状況を聞いたところ、導入済みと回答した割合は、「照明をLEDなどの高効率なものに買い替える」で56.1%と最も高く、次いで「使用エネルギー削減の仕組みの導入」（25.2%）となっています。

事業者が取り組んでいる地球温暖化対策（事業者アンケート調査）

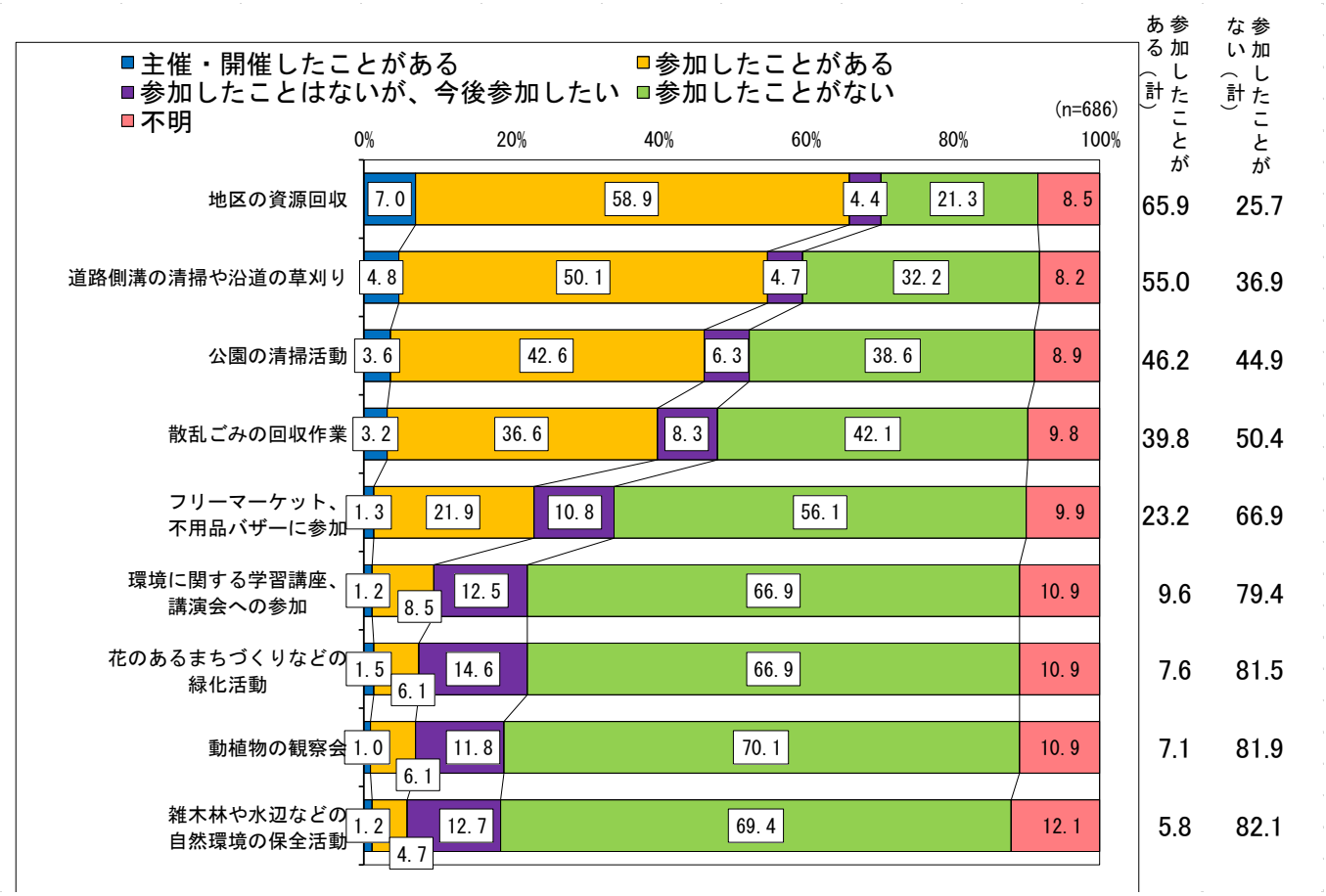


環境活動への参加状況

環境活動への参加状況を聞いたところ、参加したことがある割合は、「地区の資源回収」で65.9%、「道路側溝の清掃や沿道の草刈り」で55.0%と高くなっています。

また、今後の参加意向は、「花のあるまちづくりなどの緑化活動」で14.6%、「雑木林や水辺などの自然環境の保全活動」で12.7%、「環境に関する学習講座、講演会への参加」で12.5%となっています。

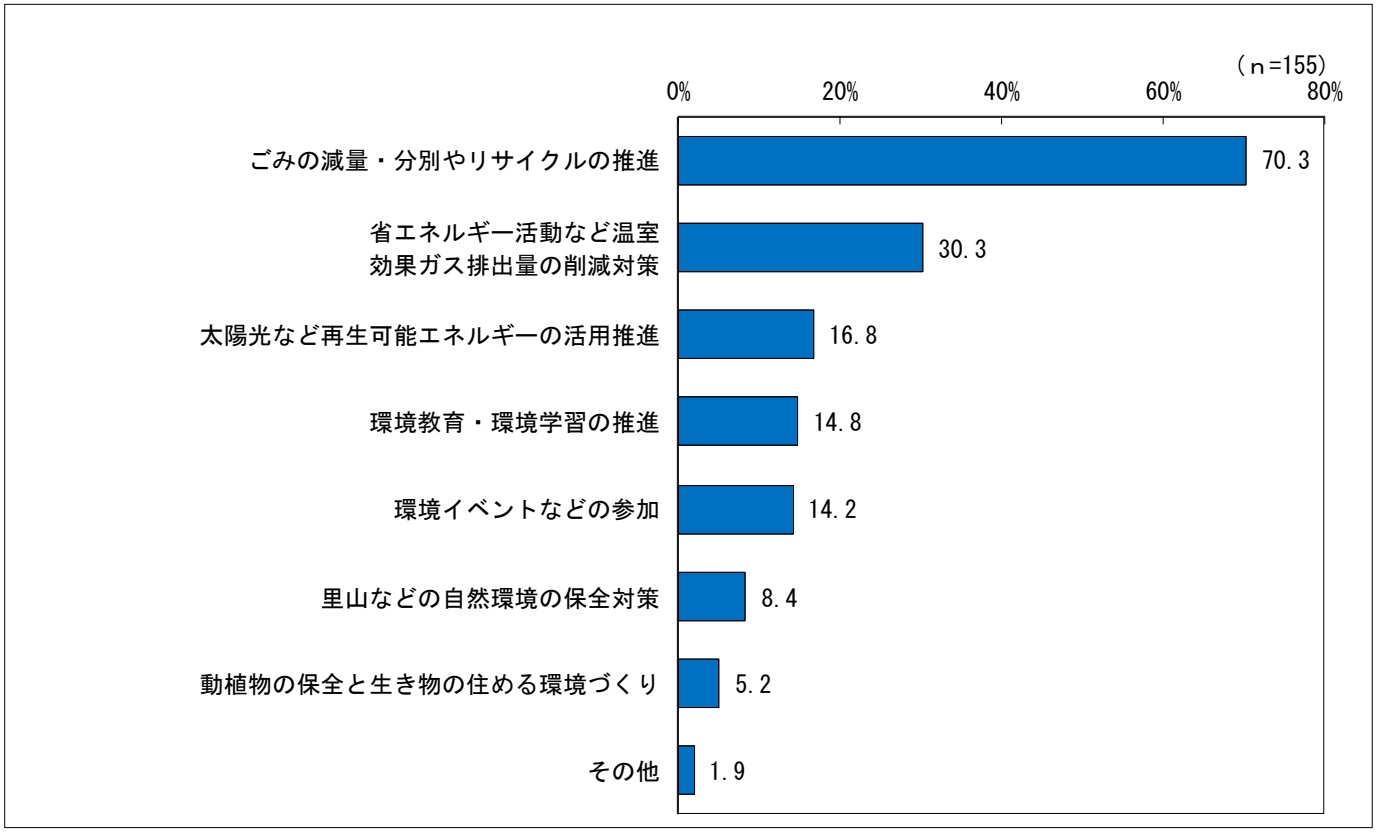
環境活動への参加状況（市民アンケート調査）



事業所が協力、支援できる活動分野

事業者が協力、支援できる活動分野を聞いたところ、「ごみの減量・分別やリサイクルの推進」が70.3%と最も高く、次いで「省エネルギー活動など温室効果ガス排出量の削減対策」（30.3%）となっています。

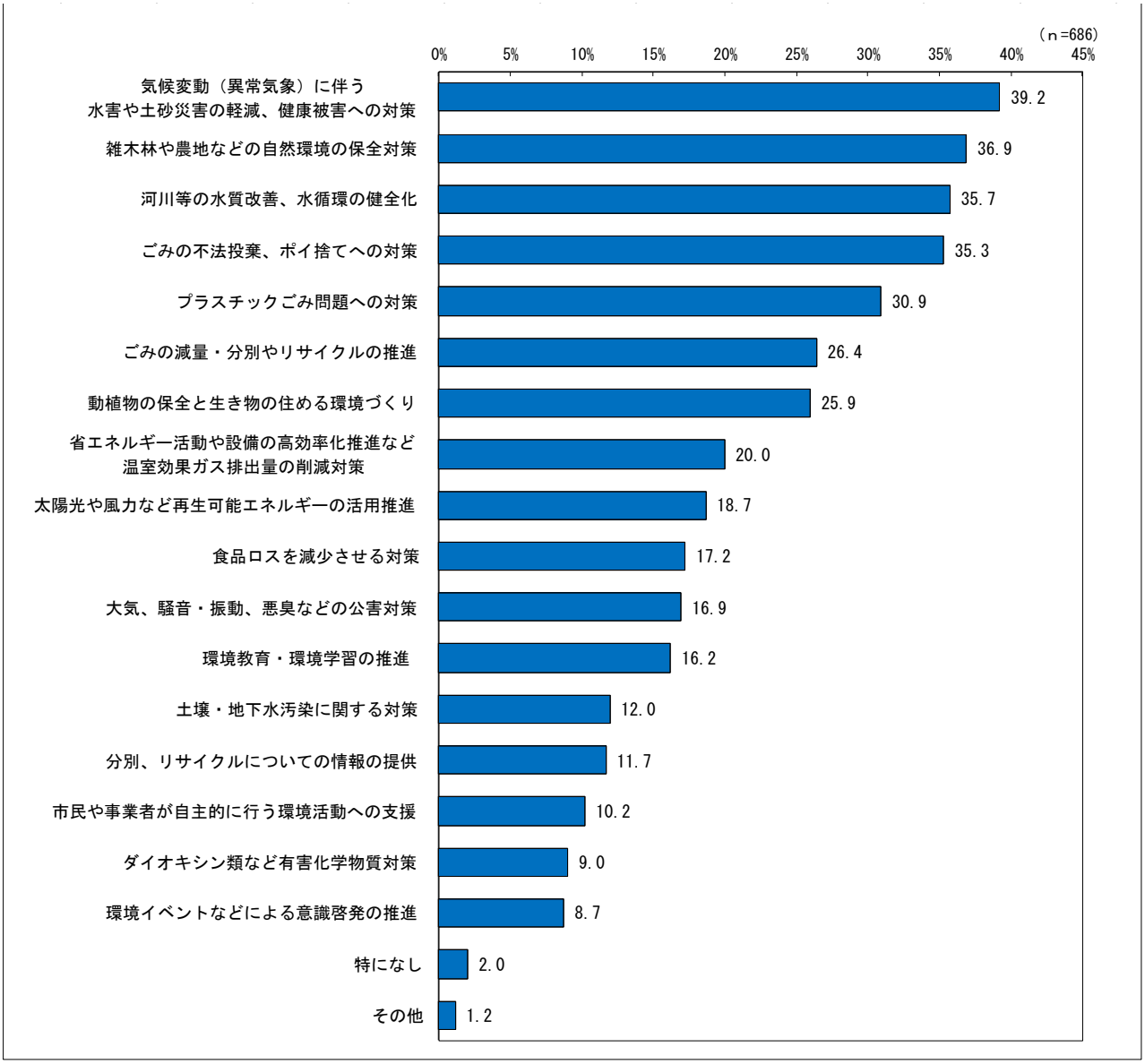
事業所として協力、支援できる活動分野（事業者アンケート調査）



市が重点的に取り組むべき環境対策

市が重点的に取り組むべき環境対策を聞いたところ、「気候変動（異常気象）に伴う水害や土砂災害の軽減、健康被害への対策」が39.2%と最も高く、次いで、「雑木林や農地などの自然環境の保全対策」（36.9%）、「河川等の水質改善、水循環の健全化」（35.7%）「ごみの不法投棄、ポイ捨てへの対策」（35.3%）、「プラスチックごみ問題への対策」（30.9%）となっています。

市が重点的に取り組むべき環境対策（市民アンケート調査）



3 計画策定にあたっての課題

本計画は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズなどをふまえ、「自然共生社会」「循環型社会」「安全・安心社会」「脱炭素社会」「環境保全活動」の５つの分野における課題とそれに対する対応方針を明示します。

今日の環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、SDGs の考えを活用して分野横断的に施策を展開し、これらの課題に対し調和のとれた解決を目指すことが必要です。

自然共生社会の課題

里山・水辺の保全

本市の豊かな自然は、歴史・文化と並ぶ本市の魅力のひとつとして、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（ＱＯＬ※1）の向上にも貢献しています。

中でも東部丘陵に代表される里山環境は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。

里山環境は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、除草、かつての炭焼き、山菜採りなどといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって、植生が保たれ、継承されてきた貴重な資産です。

しかしながら、農業活動の縮小などに伴って、これら先人たちが築き上げてきた里山環境は、荒廃、消滅の危機に瀕しています。

また、本市の環境保全の指標の一つである「ため池」の一部では、水質汚濁や特定外来生物の増加などによるイメージの悪化などに伴い、人とため池の関わりが希薄化し、市民の愛着も失われつつあります。

そのため、里山環境の荒廃等を最小限にとどめるとともに、本市が誇るべき自然資産としての価値を取り戻すべく、今ある自然を守り育て、木曽の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくりを進めるとともに、市民が自然とふれあい、その恩恵を実感できる機会と場を提供していくことが必要です。

※1 クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）の略。物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺、自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

生物多様性の保全

本市は木曽川がつくる扇状地の扇頂部にあたり、市西部は木曽川の沖積低地とこれに続く段丘からなり、市東部は丘陵や山地で構成されています。さらに丘陵地域から沖積低地に至る地域には多くのため池が分布しているなど、複雑かつ特徴的な地形が形成され、多様な動植物の生息・生育環境となっています。

市内では、国指定天然記念物のヒトツバタゴやシデコブシ、マメナシなどの植物をはじめ、ネコギギやウシモツゴなどの魚類、ギフチョウ、ハッチョウトンボなどの昆虫類、イカル、ミゾゴイ、サンコウチョウ、ノスリなどの鳥類など希少な動植物の生息・生育が確認されています。

一方、オオクチバスやブルーギル、ヌートリア、オオキンケイギクなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

また、私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを市民に広く周知していくことが必要です。

循環型社会の課題

ごみの減量化

本市では、ごみの減量化・資源化に向けて「リデュース（Reduce）」（発生抑制　必要ない物は買わないなど）、「リユース（Reuse）」（再利用　壊れた物も直してつかうなど）、「リサイクル（Recycle）」（再生利用　製品を作る際の原料にする）の３つの英語の頭文字で表した「３Ｒ」運動を推進し、市民にも広く浸透しており、2023（令和5）年度時点で、家庭系可燃ごみが11,017.0ｔ、事業系可燃ごみが4,208.6ｔと減少傾向で推移しており、資源ごみは2,790.3ｔで、不燃ごみ等を含めた総合計は19,906.7ｔと減少傾向で推移しています。

しかしながら、１人１日当たりのごみ排出量が、2013（平成25）年度以降は460ｇ前後で横ばいに推移していることから、引き続き、排出抑制（リデュース）や再使用（リユース）に取り組み、ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていくことが必要です。

食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2017（平成29）年で約646万ｔ発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約320万ｔ（2014（平成26）年）を大きく上回っています。これは、日本人１人当たりに換算すると、お茶碗約１杯分（約139ｇ）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、2019（令和元）年５月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が「国民運動」として位置づけられ、全国の自治体において食品ロス削減に向けた取り組みが広がりつつあります。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取り組みを強化していくことが必要です。

プラスチックごみへの対応

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックは、利便性が高い一方、不適切に廃棄されたプラスチックごみが河川等を通じて海洋に流出し、生態系や生活環境に影響を及ぼすなど、世界的な環境問題となっています。また、環境中に流出したプラスチックが微細化したマイクロプラスチックによる生態系等への影響も懸念されています。

こうした中、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年4月に施行され、プラスチック製品の設計から使用、回収、再資源化まで、ライフサイクル全体で資源循環を促進する取組が進められています。

今後は、使い捨てプラスチックの使用削減に加え、プラスチック製品の適正な分別・回収、再使用・再資源化を進めるなど、プラスチックの資源循環を一層推進するとともに、環境中への流出を防止していくことが必要です。

安全・安心社会の課題

公害対策

本市では、「水質」「騒音」について定期的に測定を行っています。

これらについては、概ね環境基準を達成し、良好な環境が維持されていることから、引き続き、測定を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向け愛知県とも連携し、事業所・工場などへの指導の実施や、環境保全協定の締結等による事業者の自主的な環境配慮への取り組みの拡大を行い、健康被害への懸念を払拭し、安心・安全に暮らせる居住環境を確保していくことが必要です。

不法投棄対策

本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロールを実施しているほか、市民や事業者と連携、協力して、市内の道路などを清掃するクリーンタウン犬山推進事業を実施しています。

引き続き、ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象とした重点的な取り組みを検討するとともに、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みを拡充することが必要です。

地域での生活環境課題

本市では、「犬山市空家等の適正な管理に関する条例」を定め、建物の所有者等に対し適正な管理を要請していますが、近年、空き家の増加などからその敷地内の雑草除去要請件数が増えており、対策が必要となっています。繁茂した雑草等が周辺の生活環境を損なわないよう2020（令和２）年度には、「犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例」を定めました。

また、指定区域での路上喫煙を禁止する「犬山市路上喫煙の禁止に関する条例」を定め、身体及び財産への被害の防止と、安全で快適な生活環境を確保します。

ほかにも、生活騒音などの住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあり、その予防や早期解決を図るための取り組みが必要となっているほか、アライグマ、イノシシ等による農作物被害は継続的に発生しており、被害防止を図るため引き続き駆除を行うことが必要です。

気候変動への適応

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」に取り組んでいるところですが、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への取り組みも必要です。地球温暖化に伴う気候変動により、過去に経験したことがない大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラ※2による地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

脱炭素社会の課題

省エネ行動の一層の拡充

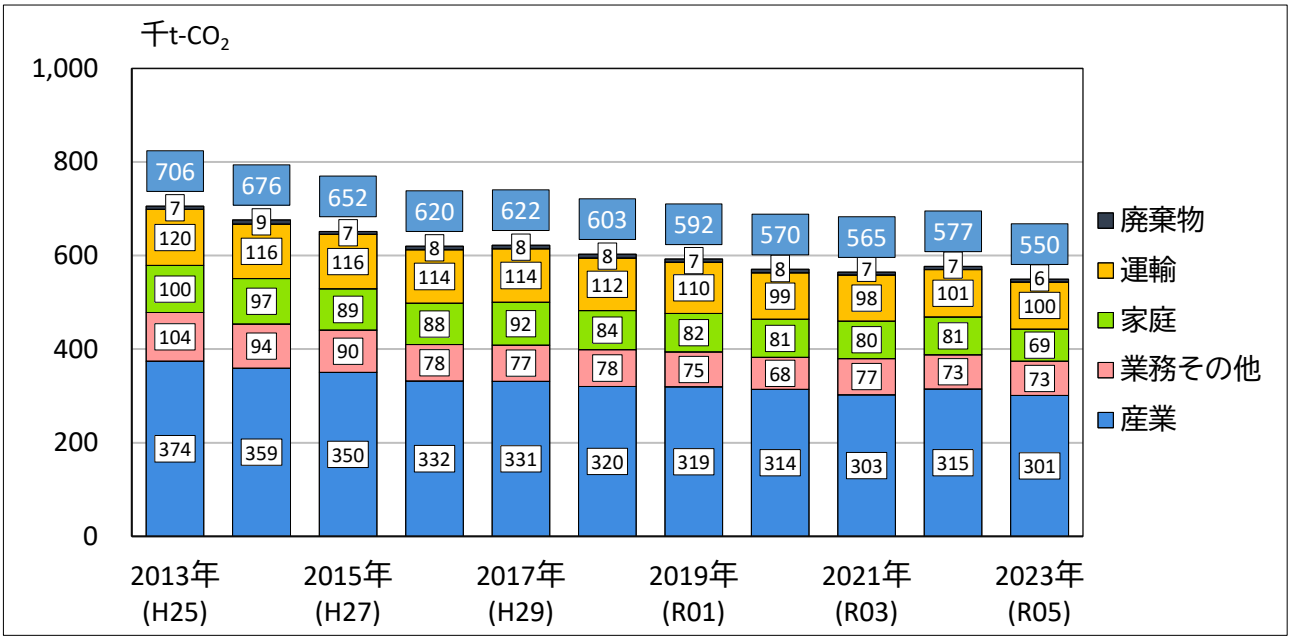
本市から排出される温室効果ガス排出量の総量は、基準年度の2013（平成25）年度は706千ｔ-CO_2であり、以後、減少傾向で推移し、2023（令和5）年度の総排出量は、550千ｔ-CO_2となっています。

また、部門別の排出量の推移をみると、各部門とも横ばいもしくは減少傾向で推移していますが、目標達成にはさらなる排出削減に向けた取り組みが必要です。

これまで本市では、市民と協働して、家庭における省エネ活動の推進に取り組んできましたが、東日本大震災直後に高まった市民や事業者の省エネ意識が、震災からの時間の経過とともに薄れることなく持続・向上するよう、引き続き省エネ行動を推進していくことが必要です。

※２ 自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を様々な課題解決に活用しようとする考え方。

市域からの温室効果ガス排出量の推移



再生可能エネルギーの活用促進

本市の2024（令和6）年度の再生可能エネルギーの導入容量累積は、10kW 以上の太陽光発電が43,724kW、10kW 未満の太陽光発電が14,673kW、合計58,596kW（環境省自治体排出量カルテ）となっており、引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、活用を促進する施策の検討を進めるとともに、使用済みパネルの廃棄等、将来に向けての課題の検証も必要です。

また、再生可能エネルギーの活用は、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が必要です。

省エネ機器の普及・拡大

本市では、蓄電池や家庭用エネルギー管理システム（HEMS）などの設置者に補助金の交付を行い、家庭用省エネルギー設備の普及を推進してきました。

市民や事業所に対して、これらの機器の普及や、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入について、引き続き促進するとともに、建物の断熱化などについても普及活動・啓発を行っていくことが必要です。

脱炭素型まちづくりへの対応

国の「地球温暖化対策計画」では、地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、温室効果ガスを大量に排出することのない脱炭素型の都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要であるとしています。

本市でも都市計画マスタープランに基づき、都市機能の再編や公共交通網の再構築等により、効率的で持続可能なまちづくりを行っていくことが必要です。

環境保全活動の課題

環境保全活動の定着・拡大

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、市税の減収、社会保障経費の増大といった市の財政運営に影響を及ぼすことが予想され、環境分野においても「選択と集中」による限られた経営資源の効率的な行政経営が求められます。

また、本市では、市民に対し、環境保全に関して様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取り組みを実施していますが、環境保全活動への参加者の固定化や高齢化が進むことで、活動の停滞も懸念されます。

今後もこれまで以上に市民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かす取り組みが求められることから、より多くの市民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できるプログラムを構築することが必要です。

市民、事業者、市の協働や情報共有の推進

本市では、市内のため池などにおいて、生態系を保全する作業を市民との協働により継続的に実施しています。このような活動によって外来種を減少させる効果が期待でき、将来にわたってこれらの活動を継続し、より充実させていくための仕組みづくりが必要です。

また、市民、事業者、市のパートナーシップにより、よりよい環境をつくっていくため、環境に関わる情報の共有や、協働の場を構築することが必要です。

次世代に向けた環境教育の充実

市民アンケート調査では、5割以上の市民が「資源回収」や「道路の清掃や草刈り」に参加していましたが、「緑化活動」、「自然環境の保全活動」や「環境に関する学習講座、講演会」、「動植物の観察会」に参加したことがある人は1割未満でした。

清掃活動や資源回収などの身近な活動を通じて、私たちの日々の生活様式が、地域や地球の環境にどのように貢献・影響しているのかを知ることで、自らの自発的な行動へと繋がり、日常的な取り組みからさらなる活動へと拡がっていくことも期待できます。

また、将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実も重要と考えられます。

計画の進行管理の課題

着実な施策展開に向けた進行管理システムの見直し

前計画では、策定後における計画の推進状況に関わる年次報告の作成、市広報や市ホームページを通じた情報公開等が不十分であり、「Check（実行結果を確認）」「Action（評価・見直し）」についても不徹底でした。

そのため、本計画では進行管理体制の見直しを行い、PDCA サイクルを徹底することで、毎年度の進捗状況の確認および公表をし、環境施策を推進していくことが必要です。

達成目標の設定

着実な施策展開に向けて進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す目安となる指標となり、かつ達成状況を検証できるような「達成目標」の設定が不可欠です。

本計画においては、アウトカム指標（施策の成果を測る指標）としての成果指標を設定し、施策の進捗状況を把握していくものとします。

第３章　将来の環境像

1　目標とする環境像

前計画の基本方針を継承し、以下を第２次犬山市環境基本計画において目標とする環境像として掲げます。

里山の自然と暮らしが調和した
住み続けたいまち　犬山

本市は、国宝犬山城をはじめとする多くの歴史文化遺産に恵まれた地域です。また、滔々と流れる木曽川や、市域の３分の２を占める里山などの自然資源にも恵まれ、国指定の天然記念物であるヒトツバタゴ自生地をはじめとした貴重な動植物もみられます。

このような自然資源や歴史資源の豊かさを基盤として、自然を守る市民の自主的な取り組みやまちなみ創造のための自主的な取り組みが進められてきました。

その成果を継承し、さらに発展させるために、市民の自主的な活動を広げていかなければなりません。

健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても調和のとれた健全で持続的である必要があります。このため、持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を調和させながら、統合的に向上させることが必要であり、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会を犠牲にした環境保全ももはや成立し得ず、これらをＷｉｎ-Ｗｉｎ（相利共生）の関係で発展させていくことを模索していく必要があります。

東部丘陵をはじめとした里山は、市街地の背景となり、本市の自然環境を特徴づけるシンボルとなっています。里山に降った雨は涵養され地下水になるほか、河川や海域に流れ込むことにより、全ての生命の源となります。こうした自然環境を将来に向けて守り伝えていきます。

市民の暮らしや事業所の経済活動を保ちつつ環境負荷をできるだけ削減し、人々の生活によって自然を失うことがないよう、「自然と暮らしが調和した」魅力的な地域づくりに取り組んでいきます。

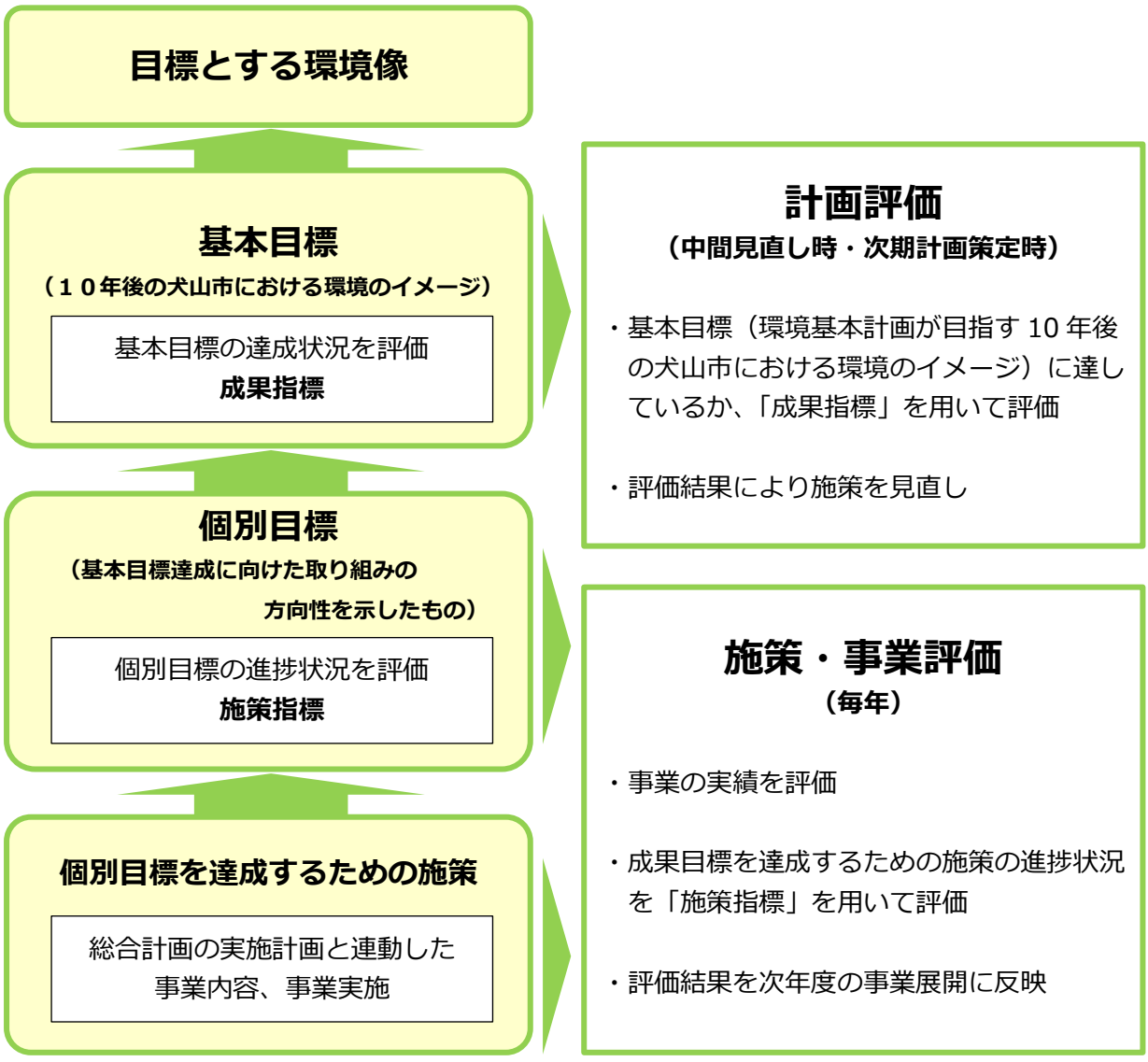
これからの環境保全を市民、事業者、市の協働による事業として進めていき、人々にとって「住み続けたいまち」を共通の合言葉にします。

２ 目標とする環境像の実現に向けた本計画の枠組み

目標とする環境像の実現に対し、本計画が目指す10年後の犬山市のイメージを５つの分野ごとに描き、これらのイメージを「目標とする環境像」を実現するための「基本目標」と位置づけます。目標とする将来イメージの実現の度合いを測るため、各基本目標には、達成指標となる「成果指標」を設定します。

さらに、基本目標の達成に向け、12の「個別目標」を定め、より具体的な取り組み内容を「施策」として表現しました。施策の進捗度合いを測るため、各施策には「施策指標」を設定します。基本目標、施策がどのようにつながり、寄与しているのかを評価できるように、成果指標及び施策指標は、原則としてアウトカム指標とし、客観的かつ継続的に測定、評価できるようにします。また、定量的指標に加えて定性的な指標を設定することにより、総合的な評価へと繋げていきます。

本計画の枠組み



目標達成に向けた体系

目標とする環境像	基本目標	関連する SDGs
里山の自然と暮らしが調和した 住み続けたいまち 犬山	1 里山の恵みを守り育てるまち ～自然共生社会の実現～	
	2 限りある資源を 有効に利用するまち ～循環型社会の実現～	
	3 安心して快適に暮らせるまち ～安全・安心社会の実現～	
	4 地球環境に配慮したくらしを 実践するまち ～脱炭素社会の実現～ （犬山市地球温暖化対策実行計画 【区域施策編】）	
	5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち ～環境保全活動の拡大～	

個別目標	施策
（１） 里山の保全	① 里山（洞）の保全 ② 農地、森林・里山林の保全 ③ ため池・河川、水辺の保全・活用
（２）生物多様性の保全	④ 動植物の生息・生育環境の保全 ⑤ 生物多様性の保全に向けた普及・啓発
（３）健全な水循環系の構築	⑥ 健全な水循環系の維持・回復に向けた取組の推進 ⑦ 良好な水環境の維持
（４）３Ｒの推進	⑧ 食品ロス等ごみの発生抑制に向けた普及・啓発 ⑨ 再資源化の推進と脱プラスチック ⑩ 適正なごみ処理体制の確保
（５）安全・安心な生活環境の保全	⑪ 公害防止対策の推進 ⑫ 監視、測定の実施 ⑬ まちの美化・不法投棄対策の推進 ⑭ 公園の整備・維持管理、緑化の推進 ⑮ 桜の維持管理と遊歩道の活用
（６）気候変動適応策の推進	⑯ 自然環境と地域産業の気候変動適応の推進 ⑰ 気候変動に強く安全・安心に暮らせる地域づくり
（７）省エネルギーの推進	⑱ 家庭の省エネルギーの促進 ⑲ 事業者の省エネルギーの促進 ⑳ 公共施設の省エネルギーの推進
（８）再生可能エネルギーの利用促進	㉑ 再生可能エネルギーの適切な導入の促進
（９）脱炭素型まちづくりの推進	㉒ 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進 ㉓ 環境負荷の少ない移動の促進
（10）環境に配慮した行動の実践	㉔ 環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた普及・啓発
（11）環境教育・環境学習の推進	㉕ 学校における環境教育の充実 ㉖ 地域における環境学習機会の拡充
（12）協働による環境活動の推進	㉗ 環境に配慮した活動への支援 ㉘ 協働による環境保全活動の充実と担い手の育成・活用 ㉙ 環境に関する情報共有と協働の場づくり

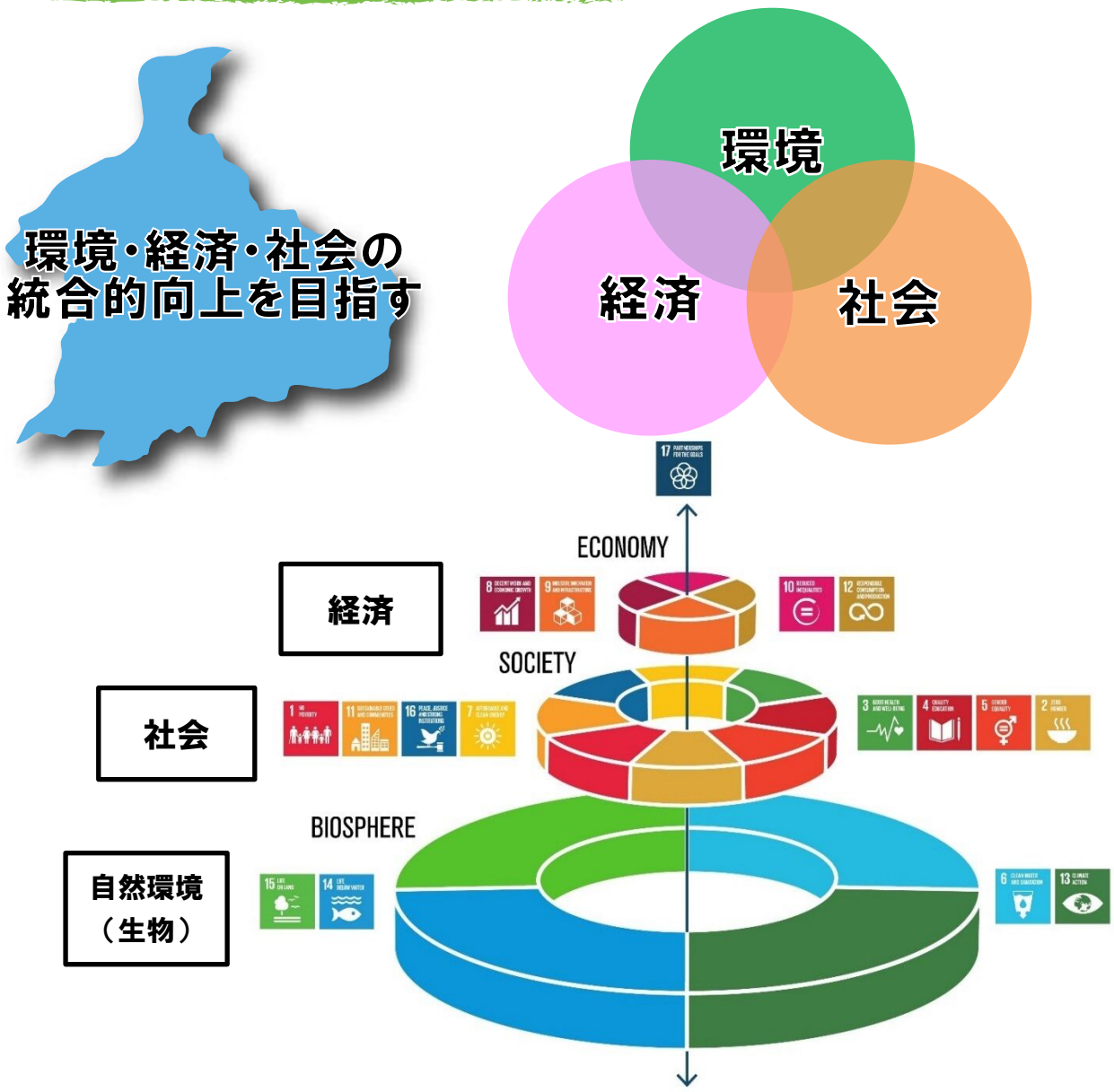
3 基本目標

目標とする環境像を達成するために、5つの分野における基本目標とそれが実現した10年後の犬山市のイメージを描きました。

これらの基本目標と将来イメージのもとで、私たちの暮らしは「自然環境（生物）」を土台として、その上に生活環境ともいえる「社会」があり、さらにその上に「経済」があるという「環境」「社会」「経済」が切り離せない関係のもとで成り立っているということを認識し、３つの分野の活動が互いにリンクすることで持続可能な社会が実現できると考えます。

市民、事業者、市の協働により、環境・社会・経済の統合的向上を進め、目標とする環境像の実現に向けた取組を進めていきます。

環境・経済・社会の統合的向上のイメージ



出典：ストックホルム・レジリエンス・センター　Stockholm

基本目標１ 里山の恵みを守り育てるまち
～自然共生社会の実現～

１０年後の将来イメージ

里山では、市民、事業者、市など多様な主体が連携しながら、保全と再生に取り組んだ結果、希少な在来の動植物の個体数が増加するなど、多様な動植物が生息する心地よい空間として、市民に親しまれる存在となっています。

また、涵養能力を持つ森林やため池などが、市民、事業者、市との協働で保全、再生され、多様な動植物の生態系が維持されていると同時に地下水・湧水の保全が図られています。

さらに、これらの身近な自然は、貴重な地域資源として、人々が自然と触れ合う場として活用され、自然体験学習やふるさと文化体験などの講座・イベントが数多く開催されています。

公園の植栽や街路樹など公共の場の緑化に加え、里山環境や飛騨木曽川国定公園など緑豊かな自然環境が、身近に感じられるまちになっています。

関連するSDGs



成果指標

項目	2019 年	2030 年
「山、森など自然の緑の豊かさ」の満足度（アンケート調査）	84.3%	95.0%
「池、湧水などの自然のなかの水環境」の満足度（アンケート調査）	69.1%	80.0%
「野生動植物の多さ」の満足度（アンケート調査）	61.3%	75.0%
「環境活動ができる機会の多さ」の満足度（アンケート調査）	47.1%	70.0%

基本目標２　限りある資源を有効に利用するまち
～循環型社会の実現～

１０年後の将来イメージ

食品ロスの削減やプラスチックごみによる海洋汚染の防止に向けた意識が高まり、事業者は環境にやさしい商品や包装に取り組み、市民は、リデュース（発生抑制　必要ない物は買わないなど）、リユース（再利用　壊れた物も直してつかうなど）、リサイクル（再生利用　製品を作る際の原料にする）の「３Ｒ」の活動に積極的に取り組んでいます。

フードドライブやシェア活動等の活用により、ごみとして排出されるものが少なくなっており、市民１人が１日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

また、日々変わる私たちの生活とともに、ごみとして出される物の成分も変化しています。出されるごみの性質に対応し、安全で安定した処理を行っています。

関連するSDGｓ



成果指標

項目	2019年	2030年
ごみの年間総排出量	22,120.8ｔ	21,361.0ｔ
家庭系一般廃棄物の可燃ごみ年間総排出量	11,846.6ｔ	11,265.0ｔ
市民１人１日当たりの排出量 （家庭系一般廃棄物の可燃ごみ及び不燃ごみ）	440ｇ	436ｇ
リサイクル率	17.2%	17.5%
「ごみの収集・処理の方法」の満足度（アンケート調査）	76.2%	82.0%

基本目標３ 安心して快適に暮らせるまち
～安全・安心社会の実現～

１０年後の将来イメージ

生活騒音、悪臭、空き家や空き地の管理など、周辺の生活環境への影響に対する市民の意識が高まっており、市民一人ひとりがお互いに配慮をした生活環境となっています。

事業所や工場では、法令に基づく公害防止対策が徹底され、市や地域と環境保全協定を締結するなどの自主的な取り組みが広がっています。

家庭の生活排水対策や事業所・工場などの排水対策が進み、河川やため池の水質が改善されています。

また、市民と関係機関の協力・連携による地域ぐるみの活動により、不法投棄等が減少するなど、安全・安心に暮らせるまちになっています。

さらに、集中豪雨に対する防災対策や異常気象に伴う熱中症予防のための自助・共助の意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しています。

関連するSDGｓ



成果指標

項目	2019年	2030年
「空気のきれいさ、さわやかさ」の満足度（アンケート調査）	82.5%	90.0%
「河川や水路などの水のきれいさ」の満足度（アンケート調査）	63.0%	75.0%
「におい（悪臭）がしないこと」の満足度（アンケート調査）	77.9%	90.0%
「まちの静けさ」の満足度（アンケート調査）	76.8%	90.0%
「不法投棄の少なさ」の満足度（アンケート調査）	57.2%	70.0%

基本目標４　地球環境に配慮したくらしを実践するまち
～脱炭素社会の実現～
（犬山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）

１０年後の将来イメージ

LED 照明など高効率なものを積極的に利用し、省資源・省エネルギー化が進み地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生抑制が進んでいます。

再生可能エネルギー設備などにより家庭や事業所でのエネルギー創出がさらに進むとともに、断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支が実質的にプラスマイナス「ゼロ」の住宅（ZEH＝ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や工場、ビル（ZEB＝ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）が建設されています。

また、「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」について地球温暖化対策に関連付けて考え「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る」、環境省が提唱する国民運動である「デコ活」が浸透し、市民、事業者が地球環境に配慮した暮らしを実践しています。

関連する SDGｓ



成果指標

項目	2019 年	2030 年
市域の温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年） 706 千 t-CO_2	381 千 t-CO_2 (46%削減)
市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年） 7,376t-CO_2	3,614t-CO_2 (51%削減)
事業所における「環境配慮活動の取り組み状況」で「取り組んでいる」と回答（アンケート調査）	72.3%	85.0%

基本目標５ 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち
～環境保全活動の拡大～

１０年後の将来イメージ

環境をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐために、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について学ぶ仕組みが整っています。

また、日々の生活や事業活動によって自らが周囲の環境に及ぼす影響を理解し、環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する担い手となる市民や事業者が増えています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会が増えることにより、環境保全活動に携わる新たな担い手が育成されています。

関連するSDGｓ



成果指標

項目	2019年	2030年
環境に関する事業等への参加者数（環境課関連事業）	2,798名	3,300名
「環境市民活動の活発さ」の満足度（アンケート調査）	47.9%	70.0%
「地域での環境イベントの開催状況」の満足度（アンケート調査）	47.8%	70.0%
「環境について学ぶ機会の多さ」の満足度（アンケート調査）	47.1%	70.0%
「環境活動ができる機会の多さ」の満足度（アンケート調査）	47.1%	70.0%

第４章　環境施策

基本目標1 里山の恵みを守り育てるまち
～自然共生社会の実現～

施策展開の方針

本市には、東部丘陵に代表される里山をはじめ、木曽川・五条川・郷瀬川などの河川、数多くあるため池などの多様な緑や水辺があり、それらは大気の浄化や水を蓄える機能を有するほか、動物の生息や植物の生育環境など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全することが必要です。また、里山や河川などの自然資源と、国宝犬山城をはじめとした歴史資源の要素が調和した景観形成を目指します。

そのため、これらの大切な自然を次世代へと引き継ぎ「自然と人が共生するまち」を実現するために、樹林地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取り組みを展開します。

また、犬山里山学センターが拠点となり、市民が自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

犬山里山学センター



市民に期待される取組

- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持ちます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 外来生物等の地域の生態系に影響を与える動植物について、繁殖・拡大の抑止に努めます。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加します。
- 積極的に節水に取り組みます。
- 油を流さないなど、家庭でできる生活排水対策を実践します。
- 下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続します。
- 下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換します。

事業者に期待される取組

- 事業所や工場周辺の動植物が生息する自然環境に配慮し、保全活動や対策を進めます。
- 開発行為を実施する際は、地域の自然環境の保全に配慮します。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- 法令に基づく排水処理対策を遵守します。
- 積極的に節水に取り組みます。
- 肥料は適正量を使用します。

里山の保全活動（人材育成講座）



市の取組

個別目標（１）里山の保全

施策① 里山（洞）の保全

本市の原風景とも言える里山環境の保全のため、農業従事者、市民との協働により適切な維持管理に努め、自然の豊かさを実感できる環境を維持するとともに、田畑や農村景観との調和を図ります。また、里山を人と自然がふれあい、親しむ場として活用します。

関連する取組 1-1、1-2、1-3、1-8

施策② 農地、森林・里山林の保全

森林環境譲与税を活用して農地や森林を保全し、雨水の貯留や涵養能力、大気浄化、動植物の生息・生育空間などの公益的機能を保全するとともに、農地におけるイノシシ等の有害鳥獣による被害防止を図ります。また、森林など自然環境を貴重な地域資源として、市民の環境学習の場として親しまれる存在となるよう、市内外に積極的に周知を行います。

関連する取組 1-3、1-4、1-5、1-6、1-8

施策③ ため池・河川、水辺の保全・活用

市内のため池や河川などの身近な水辺やビオトープを適切に維持管理し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努め、自然のなかの水環境の保全に努めるとともに、イベントや講座等で市民や事業者へ周知・啓発を行います。

関連する取組 1-7、1-8

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
①②③	里山等に生息・生育する動植物の保全活動の参加者数（環境課関連事業）	812 名／年	883 名／年	1,000 名／年
①②	森林保全のための整備活動への参加者数（環境課関連事業）	334 名／年	368 名／年	400 名／年
①②	有害鳥獣による被害農地面積	37,300 ㎡	27,600 ㎡	26,700 ㎡

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-1	里山をはじめ、森林に生息・生育する動植物の保全を行います。	環境課
1-2	里山と触れ合う体験・学習等を実施することで自然に親しむ機会を増やします。	環境課
1-3	森林環境譲与税を活用し、市民が行う森林保全のための整備活動を支援します。	環境課
1-4	「飛騨木曽川国定公園」や「東海自然歩道」など、里山の魅力をイベントやホームページ等により市内外へ発信し、積極的にＰＲを行います。	観光課 環境課
1-5	農業従事者、土地所有者、市民と連携を図りながら、農地（水田）の保全や遊休農地の利活用を図ります。	産業課
1-6	有害鳥獣による被害を防止するため、地域や関係機関と連携しながら、防除対策を推進します。	産業課
1-7	河川やため池などで行う公共工事では、事前に生息・生育する生物及びその環境を調査するなど周囲の自然環境の現状を把握し、生物等に配慮するとともに必要な対策を講じた上で事業を行います。	土木管理課 整備課 環境課
1-8	里山やため池等の自然資源を保全するとともに、犬山城等の歴史的・文化的遺産である歴史資源についても保存、活用し、両資源が調和したまちづくりを推進します。	都市計画課 歴史まちづくり課 環境課

個別目標（２）生物多様性の保全

施策④ 動植物の生息・生育環境の保全

市内の里山には、多種多様な動植物が生息・生育しています。希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査により実態を把握し、その結果をもとに生物多様性の保全に向けた施策の実施に努めるとともに、ビオトープの維持管理に努めます。

また、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。

関連する取組　1-9、1-10、1-12

施策⑤ 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。

そのため、犬山里山学センターが拠点となり、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

関連する取組　1-10、1-11、1-13、1-14

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
④	動植物の保全調査の実施回数（環境課関連事業）	４回／年	４回／年	４回／年
④⑤	里山等に生息・生育する動植物の保全活動の参加者数（環境課関連事業）	812 名／年	883 名／年	1,000 名／年
④⑤	観察会等の参加者数（環境課関連事業）	124 名／年	135 名／年	150 名／年
④⑤	外来種駆除活動の参加者数（環境課関連事業）	23 名	64 名	100 名

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-9	生物の多様性を保全するために、市内に生息・生育する希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査により実態を把握し、適切な保全措置を行うとともに、ビオトープの維持管理に努めます。	環境課
1-10	市民や地域、環境団体等の協力を得ながら、希少な動植物の生息・生育環境の保全を行います。	環境課
1-11	生物多様性に大きな影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるように協議します。	環境課
1-12	外来種に関する情報を発信し、外来種の侵入・拡散の防止について周知・啓発に努めるとともに、市民や活動団体との協働により防除活動に取り組みます。	環境課
1-13	里山環境や、貴重な自然・生物についての市民の理解を深めるため、自然観察イベントなどを開催します。	環境課
1-14	生物多様性保全の重要性について情報発信を行い、市民、事業者の意識の向上と、自発的な保全活動への取り組みを促します。	環境課

■コラム　企業との連携による森林・湿地の保全

～「サントリー 天然水の森 あいち犬山」から広がる生物多様性保全～

犬山市では、豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、企業など多様な主体との連携による自然環境の保全を進めています。

令和6（2024）年8月には、犬山市とサントリーホールディングス株式会社が森林整備に関する協定を締結し、今井成沢の約7ha の市有林を「サントリー 天然水の森 あいち犬山」として、水源涵養機能と生物多様性の向上を目指した森づくりを進めています。

さらに、令和8（2026）年6月には、森林だけでなく市内の湿地にも取組を広げ、生物多様性保全に向けた新たな協定を締結しました。

企業・市民・行政・専門家など、多様な主体が連携し、犬山の豊かな自然を次世代につないでいく取組が広がっています。





個別目標（３）健全な水循環系の構築

施策⑥ 健全な水循環系の維持・回復に向けた取組の推進

河川の流量維持や地下水・湧水の保全のため、雨水の貯留やかん養能力を持つ森林や農地などの保全を図ります。また、犬山市は尾張地域において河川上流域に位置しており、地理的条件を活かした水循環の健全化や水質浄化など、流域における水循環系の維持と回復に向けた取組を推進します。

関連する取組 1-15、1-22

施策⑦ 良好な水環境の維持

河川に流入する汚濁負荷を減少させるため、家庭からの生活排水の適切な処理を推進します。また、市内を流れる主要な河川の水質調査とともに、愛知県及び周辺流域の市町と連携して流域での水質調査も行います。

関連する取組 1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑥	河川 BOD 環境基準達成率（定点観測 22 地点）	100%	100%	100%
⑦	公共下水道人口普及率	68.6%	72.2%	74.8%

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-15	みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や森林の保全を図ります。	産業課 環境課
1-16	生活排水による汚濁負荷の軽減のための指導・ＰＲを推進します。	環境課
1-17	家庭でできる生活排水対策を支援するため、広報紙、ホームページ等を通じた情報提供の充実を図ります。	環境課

	取組内容	担当部署
1-18	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。	環境課
1-19	下水道施設の維持管理を実施し、安定した処理を行います。	下水道課
1-20	下水道整備区域では、下水道施設への接続を促進します。	下水道課
1-21	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	環境課
1-22	イベント活動などを通じて、水資源や水循環への関心が高まるよう働きかけます。	環境課

基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち
～循環型社会の実現～

施策展開の方針

限りある資源を有効に活用するため、人の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどを資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していく必要があります。そのために、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムの構築が重要です。

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、ごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、繰り返し使うこと（再使用：リユース）、資源として再生利用すること（再資源化：リサイクル）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。

これまでの３R の推進により、ごみの総排出量は減少していますが、市民1人１日当たりのごみの排出量は横ばい傾向にあります。そのため、より一層のごみ減量に向けて、食品ロスの削減の呼びかけなどをはじめ、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチックの拡散防止に向けて、愛知県と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取り組みを強化します。



市民に期待される取組

- 長く使えるもの、資源化しやすいものを購入します。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- マイバックを活用し、レジ袋の削減に努めます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- 積極的なリサイクルに努めます。
- ごみの分別を徹底します。
- 資源物の回収活動に参加します。

事業者に期待される取組

- 長く使えるもの、資源化しやすいものを製造します。
- 事業活動では環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- 食品ロスが削減されるような製品開発を心がけます。
- 事業活動による廃棄物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。

市民への啓発（クリーンキーパー研修）



市の取組

個別目標（４）３Ｒの推進

施策⑧ 食品ロス等ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、発生抑制、再使用、再資源化による３Ｒ推進のための情報を継続して提供します。

フードドライブやシェア活動等により食品ロスを削減するとともに、食品廃棄物の発生抑制の取り組みを推進するために、市民や事業者と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

関連する取組 2-1、2-2、2-3、2-4、2-7、2-8

施策⑨ 再資源化の推進と脱プラスチック

再資源化をより一層進めていくために、ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底するための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行っていきます。

関連する取組 2-1、2-2、2-5、2-6、2-8

施策⑩ 適正なごみ処理体制の確保

ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集方法や収集ルートなど収集運搬方法の合理化について研究します。

また、新ごみ処理施設の建設をはじめ、適正なごみ処理体制を確保していきます。

関連する取組 2-6、2-9、2-10、2-11、2-12

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑧⑨	ごみアプリの閲覧数	82,003 回／年	217,725 回／年	220,000 回／年
⑧⑨	プラスチック製品の収集量（t/年）	–	–	50ｔ／年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
2-1	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース ）、再資源化（リサイクル）の３Ｒを推進します。	環境課
2-2	レジ袋削減や過剰包装等についての啓発を行い、ごみの削減を推進します。	環境課
2-3	生ごみの発生と排出量を減らすため、生ごみの水切りについての周知や、生ごみ処理機の普及に努めます。	環境課
2-4	家庭や飲食店等に対し、ごみを出さない買い物の仕方や調理方法、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-5	県や事業者と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進を図ります。	環境課
2-6	ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進します。	環境課
2-7	フードドライブやシェア活動等により食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-8	ごみ減量説明会や施設見学会を実施し、より多くの人が廃棄物の削減に対する理解を深める機会を提供します。	環境課
2-9	安全で安定したごみ処理を行います。	環境課
2-10	分別品目、最適な収集区割や収集ルートの検討を行い、安定したごみ収集を行います。	環境課
2-11	高齢者世帯の増加や人口減少など今後の社会情勢を踏まえ、収集方法についての検討を継続的に行います。	環境課
2-12	新ごみ処理施設の建設に向け、２市２町（犬山市・江南市・ 大口町・扶桑町）で構成する尾張北部環境組合が事業推進に取り組みます。	環境課

基本目標3 安心して快適に暮らせるまち
～安全･安心社会の実現～

施策展開の方針

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、生活騒音など、住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあることから、市民のマナー向上・法令遵守に向けた取組を進めます。

本市では、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を中心に取り組みを進めてきたところですが、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への取り組みも必要となるため、気候変動に対する住環境への対策についても検討します。

気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを図っていきます。



市民に期待される取組

- 暮らしの中から生じる騒音（生活騒音）の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- 近隣に迷惑がかからないように、所有している土地や建物を適切に管理します。
- エコドライブやアイドリングストップに努めます。
- 自動車は、低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車の購入を心掛けます。
- 生活環境を守るため法令を遵守し、家庭ごみの野焼きや不法投棄などの違法な行為を無くします。
- 不法投棄や不正な埋め立て行為を見つけたときは市に通報します。
- 公共下水道の供用開始区域内では、下水道へ接続します。
- 単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- ペットを適正に管理し、最期まで責任を持って飼います。
- 緑のカーテンを設置し、日差しを和らげるなど緑を活かした省エネに努めます。
- 災害への備えを確認します。
- 自宅に雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置し、雨水を一時的に貯留します。

事業者に期待される取組

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、光害（電灯等の照明による健康被害や農作物被害）などの防止に努めます。
- 法令に基づく排水基準を遵守します。
- 公害防止協定の締結等により、自主的な環境配慮を進めます。
- 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブやアイドリングストップに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転はしません。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- 災害への備えを確認します。
- 敷地内に雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置し、雨水を一時的に貯留します。
- 事業所内において地域の環境に影響を与える事故等が発生した場合、直ちに情報を発信し、事実の周知に取り組むとともに、再発防止を徹底します。

市の取組

個別目標（５）安全・安心な生活環境の保全

施策⑪ 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施や住民との対話による相互理解など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施するとともに、事業者に対し環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。

関連する取組 3-1、3-2、3-3、3-5

施策⑫ 監視、測定の実施

水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

関連する取組 3-4、3-6

施策⑬ まちの美化・不法投棄対策の推進

ごみの散乱を防止するため、環境美化に対する市民・事業者のモラルの向上を推進するとともに、地域によるまちの美化の取り組みとして、クリーンタウン犬山推進事業等の環境美化活動を実施し、散乱ごみの少ないきれいなまちを目指します。また、不法投棄等の発生抑止の対策を推進します。

関連する取組 3-7、3-8、3-9、3-10、3-11

施策⑭ 公園の整備・維持管理、緑化の推進

身近なみどりとのふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の活力を活用した維持管理の拡大・普及を図るほか、市民による公共施設や道路の緑化活動を支援し、市街地においても緑豊かな景観づくりに努めます。

関連する取組 3-12、3-13、3-14

施策⑮ 桜の維持管理と遊歩道の活用

市内の桜について、生育する場所に応じ、安全を最優先とし、景観に配慮した維持管理を行います。また、遊歩道の活用について周知・啓発をします。

関連する取組 3-15、3-16、3-17

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑪⑫	自動車騒音基準達成率	97.3%	97.7%	99.8%
⑬	クリーンタウン犬山推進事業参加団体数	230 団体	285 団体	360 団体
⑬	集積場等への監視カメラ設置台数（総数）	89 台	83 台	130 台
⑭	緑化に関するイベント・講座等の参加人数（環境課関連事業）	229 名／年	128 名／年	280 名／年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
3-1	公害の発生を未然に防止するため、工場等の設置に際しては、関係法令を踏まえた事前協議を行います。	環境課
3-2	生活環境を保全するため、工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導を行います。	環境課
3-3	生活騒音など暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を実施します。	環境課
3-4	自動車による騒音を把握するために、騒音測定を行います。	環境課
3-5	事業者に対して、適切な廃棄物処理を行うよう指導します。	環境課
3-6	水質、騒音などの測定を行い、測定結果を公表します。	環境課

	取組内容	担当部署
3-7	犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例に基づき、ごみのポイ捨てに対する周知・啓発を実施するとともに、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。	環境課
3-8	自らのごみは自らが処理するという意識啓発のため、ごみの持ち帰りについて積極的にＰＲします。	環境課
3-9	犬山市路上喫煙の禁止に関する条例に基づき、禁止区域での喫煙者を指導します。	環境課
3-10	不法投棄の防止策として、集積場への監視カメラの設置やパトロールの強化、道路等の不法投棄されやすい場所への警告看板の設置など、県や警察とも協力関係を強化して、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。	環境課 土木管理課
3-11	犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例に基づき、土地所有者に対し、空き地の適正管理を指導します。	環境課
3-12	公園やちびっこ広場などの日常管理を地元町内会や市民ボランティアと協働して行い、住民の公園に対する愛着を高めます。	土木管理課
3-13	あいち森と緑づくり補助事業による生け垣や壁面・屋上緑化など、民有地の緑化をＰＲし、景観に配慮した緑化の推進に努めます。	環境課
3-14	新規の住宅団地や工業団地の整備にあたっては、地区計画制度や緑地協定などを活用し、緑化の推進を図ります。	環境課 都市計画課
3-15	市内の道路や公園等の桜について、安全を最優先に、景観に配慮した維持管理を行います。また、診断等による点検を行い、必要に応じて剪定等を実施します。	環境課 整備課 土木管理課
3-16	市民の憩いの場となるよう桜の適切な維持管理を行い、良好な景観の保全に努めます。	環境課
3-17	遊歩道を自然と触れ合う場としてＰＲをし、市民の健康に繋げます。	環境課 健康推進課

自動車騒音の測定



不法投棄の防止



個別目標（６）気候変動適応策の推進
（犬山市地域気候変動適応計画）

犬山市における気候変動の影響と適応策

国や愛知県の気候変動影響評価を踏まえるとともに、本市の地域特性を踏まえて気候変動影響評価を実施し、重点的に取り組む適応分野・項目を選定するとともに、適応策を取りまとめました。

分野	大項目	項目	気候変動の影響	適応策
農林水産業	農業・林業	水稲、果樹等	高温による品質低下や生育障害、収量の減少、病虫害の増加などの影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、気候変動に対応した品種や技術の導入、病害虫対策を推進します。
水環境・水資源	水環境	ため池	水温の上昇に伴う水質の変化や藻類の増加、水生生物や農業用水などへの影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、入鹿池等の水環境に関する情報の収集や気候変動による影響の把握に努めます。
自然生態系	陸域生態系	森林、里地・里山	気温上昇により、森林植生や生態系の変化、生物多様性への影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、地域固有の生態系や動植物の把握、外来生物の防除を進め、生物多様性の保全を図ります。
		野生鳥獣	気温上昇に伴い、イノシシ等の生息域が拡大し、農林業や生態系への影響が懸念されています。	■有害鳥獣対策や森林・里山の保全を推進し、農林業被害や生態系への影響を軽減します。
自然災害	河川・山地	洪水、内水、土砂災害	豪雨の増加により、河川氾濫や内水氾濫などの水害や土砂災害の頻発・激甚化が懸念されています。	■自然災害に備え、防災情報の充実や市民の防災意識向上、適切な避難行動の促進を図ります。 ■河川管理者等と連携し、総合的な治水・浸水対策を推進します。 ■関係機関と連携し、適切な森林の保全・整備を推進します。
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症	気温上昇により、熱中症や循環器疾患の増加、高齢者や屋外労働者への健康影響が懸念されています。	■熱中症予防の情報提供、注意喚起、普及啓発を推進します。 ■クーリングシェルター・クールシェアスポットの周知・利用を促進します。 ■小中学校への空調設備の整備など、児童・生徒の暑熱環境の改善と熱中症予防を図ります。

分野	大項目	項目	気候変動の影響	適応策
産業・経済活動	観光業	地域観光	気温上昇や豪雨の増加により、観光の快適性や安全性への影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、多言語での防災・避難情報の提供や観光客の安全確保を推進します。
市民生活	ライフライン	水道、交通等	豪雨や台風の激甚化により、交通・ライフラインなど社会インフラへの影響が懸念されています。	■防災情報の充実や関係機関との連携を進め、災害時にも生活基盤の維持・確保に努めます。
	その他	暑熱による生活への影響等	気温上昇により、暑熱環境が悪化し、熱中症リスクや生活・労働環境への影響が懸念されています。	■夏季の軽装などの暑熱対策の普及や気候変動に関する情報提供を進め、市民・事業者の適応行動を促進します。

施策⑯ 自然環境と地域産業の気候変動適応の推進

気候変動は、農業や森林、水環境、生物多様性などの自然環境に加え、観光などの地域産業にも様々な影響を及ぼすことが懸念されています。関係機関と連携しながら、気候変動に対応した農業技術や病害虫対策の推進、水環境や生態系の保全、野生鳥獣対策を進めるとともに、本市の豊かな自然資源を活かした観光環境の維持・向上を図り、自然環境と地域産業の持続可能性を高めます。

対応する分野　農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、産業・経済活動

施策⑰ 気候変動に強く安全・安心に暮らせる地域づくり

豪雨や猛暑の頻発・激甚化に備え、市民の生命・健康・暮らしを守るため、防災情報の充実や避難行動の促進、河川・森林の保全などによる防災・減災対策を推進します。また、熱中症予防やクーリングシェルターの活用促進、交通や水道など生活基盤の維持・確保、気候変動に関する情報提供や普及啓発を進め、市民・事業者の適応力の向上を図ります。

対応する分野　自然災害、健康、産業・経済活動、市民生活

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑯	動植物の保全調査の実施回数	４回/年	４回/年	４回/年
⑯	有害鳥獣による被害農地面積	37,300m^2	27,600m^2	26,700m^2
⑰	下水道事業による調整池の整備箇所数（累積）	２箇所	３箇所	３箇所
⑰	熱中症搬送者数	54 件	116 件	81 件

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
3-18	みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や森林の保全を推進します。	産業課
3-19	市街地における雨水貯留浸透施設及び調整池などの排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進し、防災や減災に対するレジリエンス（適応力・回復力）向上を図ります。	整備課 土木管理課 防災交通課
3-20	各種ハザードマップの周知に努め、市民の防災意識の高揚と避難行動への活用を図ります。	防災交通課
3-21	屋上緑化や緑のカーテンにより室内温度を下げるなど、緑を活用した熱中症対策の推進に努めます。	環境課 健康推進課
3-22	クーリングシェルター・クールシェアスポットの周知・利用を促進します。	環境課
3-23	小中学校への空調設備の整備など、児童・生徒の暑熱環境の改善と熱中症予防を図ります。	学校教育課
3-24	熱中症の発生を抑制するため、市民や事業者に対し注意喚起を行います。	健康推進課 消防本部
3-25	感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	健康推進課
3-26	気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討し、推進します。	防災交通課 環境課

基本目標4 地球環境に配慮したくらしを実践するまち ～脱炭素社会の実現～（犬山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）

施策展開の方針

化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出は、自然環境や社会環境に影響を及ぼす気候変動を引き起こしており、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題の一つです。

気候変動対策の国際的な枠組みである「パリ協定」および、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく国の「地球温暖化対策計画」の方針を踏まえ、2050（令和32）年に本市から排出される温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しており、エネルギー利用の効率化、省エネルギー機器・設備の更なる普及拡大を図っていく必要があります。

本市で暮らし、活動する市民や事業者が、積極的に環境への負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を賢く選択することにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指します。



■コラム ゼロカーボンシティ

2050 年カーボンニュートラル宣言

2020（令和２）年10月に、菅首相は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

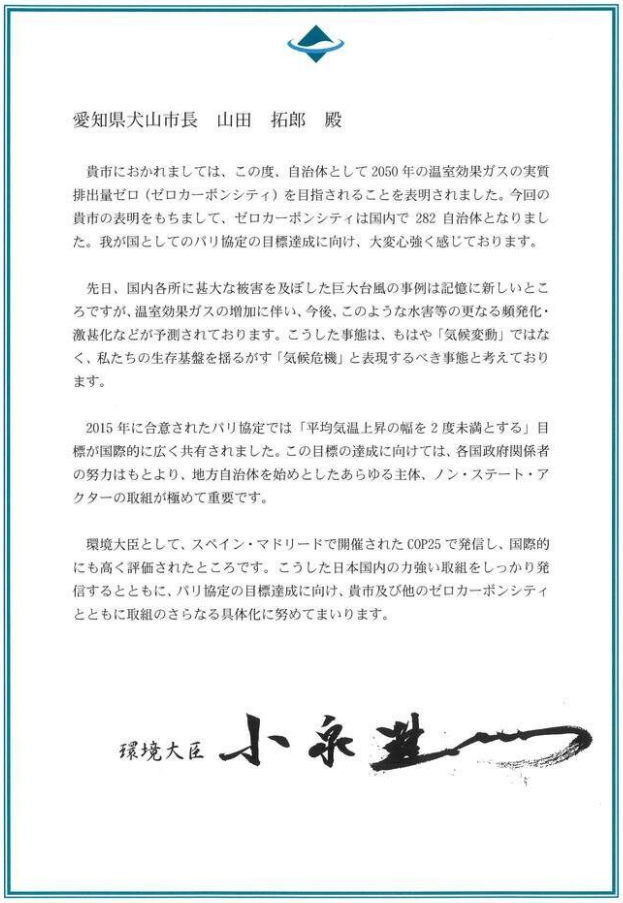
この演説のなかで、「もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではない」としたうえで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、環境問題を解決するための事業に向けたグリーン投資の普及や環境分野のデジタル化、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとされています。

こうした制度も踏まえつつ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、2026（令和8）年5月末現在、1,215自治体（46都道府県、1,169市区町村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」（ゼロカーボンシティ）を表明しています。

愛知県においては、本市をはじめ、愛知県、豊田市、みよし市、半田市、岡崎市、大府市、田原市、蒲郡市、武豊町等の35自治体が2050年ゼロカーボンシティを表明（2026（令和8）年5月末現在）し、脱炭素に向けた取り組みを実施しています。



愛知県犬山市長　山田　拓郎　殿

貴市におかれましては、この度、自治体として 2050 年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指されることを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 282 自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向け、大変心強く感じております。

先日、国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、このような水害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現するべき事態と考えております。

2015 年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を 2 度未満とする」目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体を始めとしたあらゆる主体、ノン・ステート・アクターの取組が極めて重要です。

環境大臣として、スペイン・マドリードで開催された COP25 で発信し、国際的にも高く評価されたところです。こうした日本国内の力強い取組をしっかり発信するとともに、パリ協定の目標達成に向け、貴市及び他のゼロカーボンシティとともに取組のさらなる具体化に努めてまいります。

環境大臣 小泉進

犬山市の温室効果ガス（CO_2）排出量削減目標

我が国では「地球温暖化対策計画」において、パリ協定に基づき、「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減」とする削減目標を掲げており、本市においても国の目標を基準として、市民の生活や事業者の事業活動、市自らの事務事業など、あらゆる主体のあらゆる活動に関連する温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり掲げます。

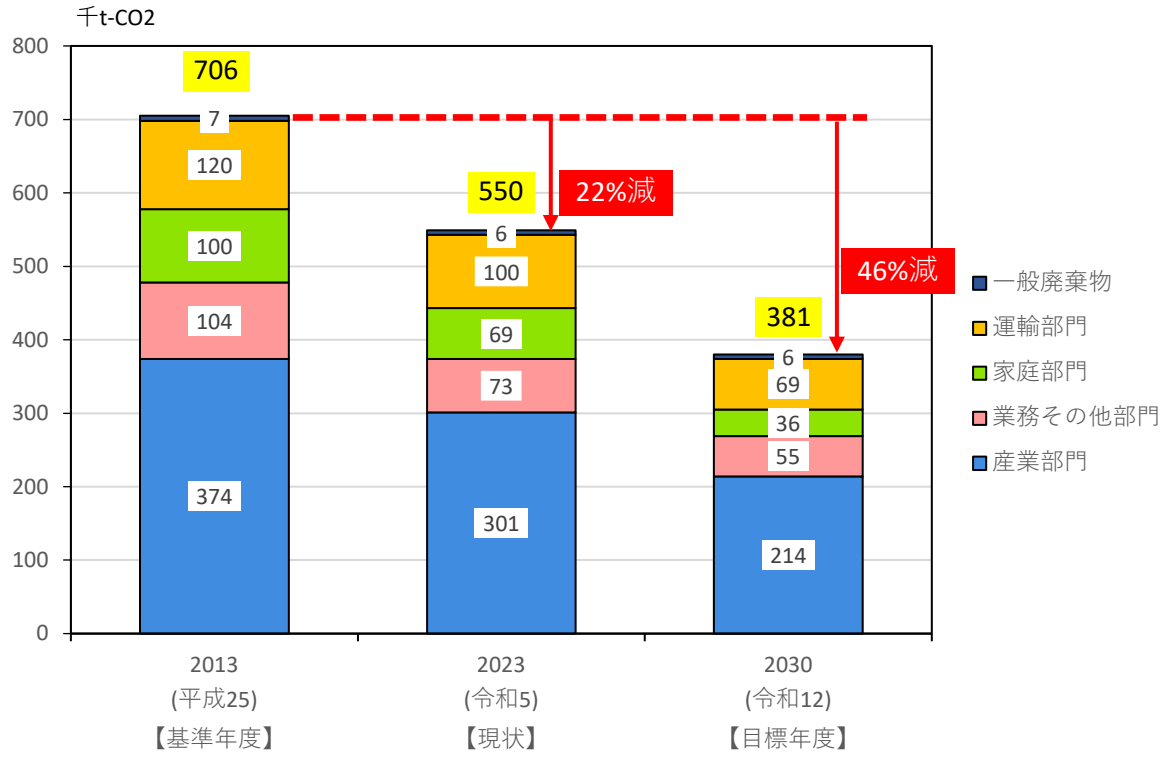
市内の温室効果ガス（CO_2）排出量を
2030 年度までに 46%削減（2013 年度比）

この削減目標を排出量に換算すると、2030（令和12）年度の温室効果ガス（CO_2）排出量は381千 t-CO_2、基準年度からの削減量は325千 t-CO_2となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務その他部門、運輸部門を中心に更なる地球温暖化対策を実施します。

さらに、2050（令和32）年度までの長期的な目標として、市域から排出される温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指します。

犬山市の温室効果ガス（CO_2）排出量の削減目標



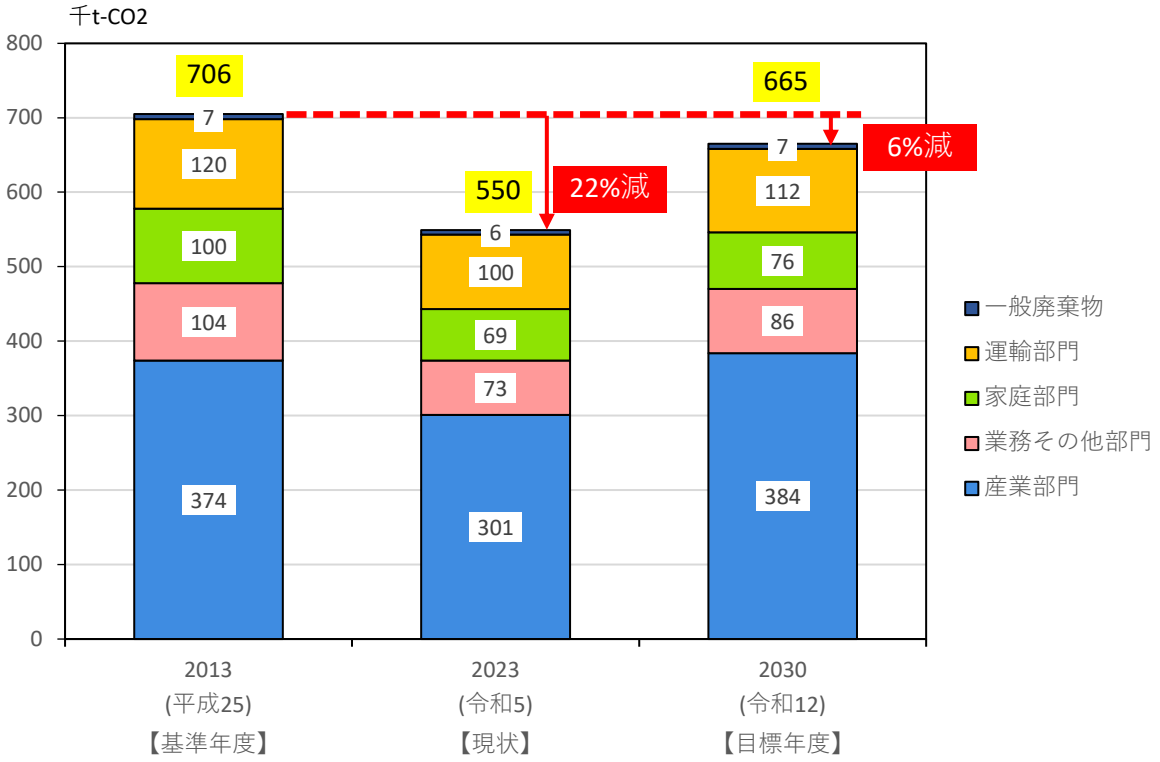
※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と項目の合計値が一致しない年度があります。

■コラム 温室効果ガス排出量の将来予測

温室効果ガス排出量の将来予測

本市から排出される温室効果ガスは、追加的な対策を講じない場合、2030（令和12）年度には665千 t-CO_2になると見込まれます。

これまでの取組により、2023（令和5）年度の排出量は550千 t-CO_2まで減少していますが、2030年度の削減目標の達成に向けては、さらなる対策を進めていく必要があります。



※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と各部門の合計値が一致しない年度があります。

追加的な対策を講じない場合（現状すう勢）と、削減目標の達成に向けて、対策を推進した場合の排出量推計結果を以下に示します。対策を着実に進めることで、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指します。

部門	2013 年度 排出量 (千 t-CO_2)	2030 年度			
		対策を講じない場合（現状すう勢）		目標達成に向けて対策を講じた場合	
		排出量 (千 t-CO_2)	2013 年度比	排出量 (千 t-CO_2)	2013 年度比
産業	374	384	3%	214	▲ 43%
業務	104	86	▲ 17%	55	▲ 47%
家庭	100	76	▲ 24%	36	▲ 64%
運輸	120	112	▲ 7%	69	▲ 43%
廃棄物	7	7	0%	6	▲ 14%
合計	706	665	▲ 6%	381	▲ 46%

※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と各部門の合計値が一致しない年度があります。

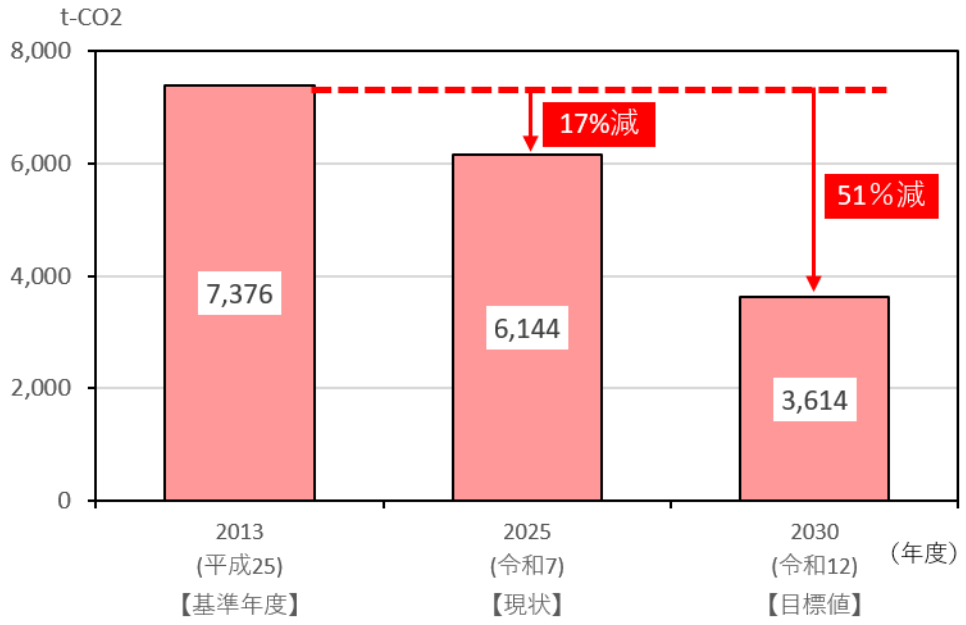
市の業務における温室効果ガス排出量削減目標
「第３次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として、2030年度において2013年度比46%減の水準とすることを掲げており、特に業務その他部門（庁舎や学校など市の事務事業の大半は業務その他部門に属します。）においては約51%という高い削減目標が示されています。

そのため、本市においても「第３次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」に以下の削減目標を設定し、市の業務から排出される温室効果ガスの抑制に取り組んでいきます。

市の業務における温室効果ガス排出量を
2030 年度までに **51%削減**（2013 年度比）

市の業務における温室効果ガス排出量の削減目標



市民に期待される取組

- こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- LED 照明などの省エネルギー機器・設備の導入に努めます。
- 家庭での省エネ診断や環境家計簿を活用します。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- ハイブリッド自動車や電気自動車など電動車の購入を心掛けます。
- 住宅の新築、リフォーム、建て替えの際には、ゼロエネルギー化（ZEH）や断熱化など省エネ建築物となるように努めます。
- 緑のカーテンを設置して日差しを和らげ、緑を活用した省エネの推進に努めます。
- クールシェアスポット、ウォームシェアスポットを利用します。

事業者に期待される取組

- クールビズ・ウォームビズを実施します。
- 省エネ診断を受診します。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などエコチューニングを実施します。
- 高効率空調など省エネルギー型設備やエネルギー管理システム（BEMS・FEMS）の導入に努めます。
- 事業所や工場の新設や建て替えの際には、ゼロエネルギー建築物（ZEB）や省エネ建築物となるように努めます。
- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなど再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電設備等を設置する時は、周辺の環境や安全に十分配慮します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- ハイブリッド自動車や電気自動車など電動車の購入を心掛けます。
- クールシェアスポット、ウォームシェアスポットの開設に協力します。

市の取組

個別目標（７）省エネルギーの推進

施策⑱ 家庭の省エネルギーの促進

温室効果ガスの排出量削減のために、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報提供や省エネ講座などの開催を通じて、脱炭素につながる製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択するライフスタイルへの転換を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、県と連携しながら省エネ診断の周知と受診の促進などの取組を推進していきます。

関連する取組 4-1、4-2、4-4

施策⑲ 事業者の省エネルギーの促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動を啓発し、脱炭素につながるビジネススタイルへの転換を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施を促進していきます。

関連する取組 4-1、4-2、4-3、4-4、4-5

施策⑳ 公共施設の省エネルギーの推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

関連する取組 4-6、4-7

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑱	家庭部門における温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年） 100 千 t-CO_2	(2023 年) 69 千 t-CO_2	36 千 t-CO_2
⑲	産業部門における温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年） 374 千 t-CO_2	(2023 年) 301 千 t-CO_2	214 千 t-CO_2
⑳	市の事務事業に伴う温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年） 7,376 t-CO_2	6,144 t-CO_2	3,614 t-CO_2
⑳	公共施設での緑のカーテン設置や打ち水などの暑熱対策に取り組む施設数	26 施設	17 施設	35 施設

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
4-1	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、デコ活運動への参加を呼びかけます。	環境課
4-2	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、市民や事業者に対して省エネルギー対策に関する情報を提供するとともに、環境イベントや環境学習講座を実施します。	環境課
4-3	県と連携して中堅・中小・小規模事業者等の気候変動対策を支援します。	環境課
4-4	エコモビリティ・エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境課
4-5	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。	環境課
4-6	犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	全庁
4-7	公共施設においては、LED照明や高効率空調、省エネルギー型の設備の導入・更新を推進します。	施設所管課

個別目標（８）再生可能エネルギーの利用促進

施策㉑ 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

本市では、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助金の交付など、再生可能エネルギーの導入に取り組んできました。

再生可能エネルギーは、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、導入を促進していきます。

また、太陽光発電以外の再生可能エネルギー利用の可能性を研究し、エネルギーの地産地消により持続可能な実用・運用ができる場合は、導入に努めます。

関連する取組 4-8、4-9

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉑	犬山市住宅用地球温暖化対策設備 導入補助件数（一体的導入） ※一体的導入とは、太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム、リチウムイオン蓄電システムを同時に設置すること	9 件／年	28 件／年	20 件／年
㉑	公共施設での再生可能エネルギー導入施設数（累積）	17 施設	18 施設	20 施設

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
4-8	太陽光などの再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行うとともに、適切な導入によるエネルギーの地産地消を促進します。	環境課
4-9	公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。	施設所管課

個別目標（９）脱炭素型まちづくりの推進

施策㉒ 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進

建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行い、脱炭素型のまちづくりを推進します。

関連する取組 4-10

施策㉓ 環境負荷の少ない移動の促進

環境負荷の少ない電気自動車、燃料電池自動車といった電動車の普及を図ります。

また、市民が公共交通機関や自転車、徒歩により環境負荷を少なく、安全かつ快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

関連する取組 4-11、4-12、4-13

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉓	公用車における電動車の台数	7 台	6 台	13 台
㉓	コミュニティバスの年間利用者数	121,876 名	115,522 名	120,000 名
㉒	公共施設の LED 化完了施設数	15 施設	126 施設	130 施設

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
4-10	省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。	環境課 都市計画課
4-11	電気自動車、燃料電池自動車といった電動車の普及を図ります。	環境課 総務課

取組内容		担当部署
4-12	コミュニティバスの利便性の向上を図ります。	防災交通課
4-13	関係機関との協力により、歩行者や自転車が安全で通行しやすい道路の整備・維持管理をします。	都市計画課 整備課 土木管理課

わん丸君バス（コミュニティバス）



基本目標５

協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち

～環境保全活動の拡大～

施策展開の方針

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直すだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「里山の自然と暮らしが調和した住み続けたいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。



市民に期待される取組

- 環境保全に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持ちます。
- 環境にやさしいライフスタイルの実践に努めます。（省エネ、地産地消、ごみ減量・リサイクル、グリーン購入（例：エコマーク認定商品の購入））
- 環境保全活動や環境学習講座などに積極的に参加します。
- 自ら主体的に環境保全活動を実践します。
- 市民が気軽に参加できるイベントや講座を開催し、市民の環境への理解を深めます。
- 活動する団体間の交流を深め、環境活動の輪を広げます。

事業者に期待される取組

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 従業員を対象とした環境研修や啓発を実施します。
- 施設見学の受け入れなど、市民に環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域の環境保全活動に協力、参加します。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に協力、参加します。
- 自社の環境配慮に関する情報を積極的に発信します。
- 環境配慮型商品等を積極的に購入します。

市の取組

個別目標（10）環境に配慮した行動の実践

施策㉔ 環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた普及・啓発

日々の生活や事業活動が、地域や地球の環境に与える影響を自覚したうえで、自発的に環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増えるよう、取り組みを実践するとともに、普及・啓発に努めます。

関連する取組 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉔	環境学習講座等への参加人数	1,843 名／年	1,411 名／年	2,000 名／年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-1	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、市民や事業者に対してデコ活運動への参加を呼びかけます。	環境課
5-2	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース ）、再資源化（リサイクル）の３Ｒを推進します。	環境課
5-3	エコドライブの定着に向け、市民や事業者に対して普及・啓発活動を推進します。	環境課
5-4	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー対策に関する情報の提供、環境イベントや環境学習講座の展開を図ります。	環境課
5-5	環境配慮型商品等の購入や、木材の利活用により環境に配慮します。	全庁

個別目標（11）環境教育・環境学習の推進

施策㉕ 学校における環境教育の充実

将来、環境問題解決の担い手となる児童生徒への環境教育について、さらなる充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育を推進します。また、児童生徒に、現在の環境の状況、市民、事業者や市の取組などを紹介できる機会を作り、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

関連する取組 5-6、5-7

施策㉖ 地域における環境学習機会の拡充

環境学習会やイベントの開催などを通じて、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。また、犬山里山学センターを環境活動の拠点とし、より多くの市民が興味を示す内容や市民が参加しやすい工夫などを講じながら、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

関連する取組 5-6、5-8、5-9

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉖	犬山里山学センターでの小中学校環境学習実施数	5 校／年	4 校／年	7 校／年
㉕㉖	環境学習講座等への参加人数	1,843 名／年	1,411 名／年	2,000 名／年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-6	事業者や市民との連携により、児童生徒が農業等を体験できる機会の充実を図ります。 地域の環境保全・再生活動への参加など、児童生徒から家庭へ、また地域へと活動の輪を広げていきます。	環境課 産業課 地域協働課 学校教育課

取組内容		担当部署
5-7	環境学習の教材や教育プログラムなどの整備、充実を図ります。	環境課 学校教育課
5-8	自然観察会、緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる、体験を通じた環境学習の機会について、多様な団体と関わり実施することで、参加者層や活動内容の拡充を図ります。	環境課 文化スポーツ課 地域協働課
5-9	市民が実施する環境学習活動に対して、講師の派遣等の人材支援を行います。	環境課 地域協働課

学校での環境学習



市民との協働



個別目標（12）協働による環境活動の推進

施策㉗ 環境に配慮した活動への支援

市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。また、経済活動と環境配慮の両立をめざす事業者の取り組みを支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。

関連する取組 5-10

施策㉘ 協働による環境保全活動の充実と担い手の育成・活用

様々な主体が参加できる講座やイベントを開催し、幅広い人々に対して環境保全に対する意識と行動の啓発を図ります。また、環境学習や保全活動の推進役となる担い手（環境ボランティア等）を育成するとともに、人材を有効に活用できるよう推進します。

また、市民や事業者などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動や環境フェアなどのイベントを開催し、環境保全に対する意識と行動の啓発を図ります。

関連する取組 5-11、5-12、5-13

施策㉙ 環境に関する情報共有と協働の場づくり

広報紙やホームページ、SNS などの様々な媒体を活用した市内の環境保全活動に係る情報発信をはじめ、市民、事業者、市の協働により、よりよい環境をつくっていくための情報共有や協働の場の構築に努めます。

関連する取組 5-12、5-13、5-14、5-15

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉗㉘㉙	市民への指導・支援及び活動に携わった人数	603 名／年	468 名／年	700 名／年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-10	市民や事業者に対し、自主的な活動を支援します。	環境課 地域協働課
5-11	環境学習や環境保全活動の推進役となる担い手を育成し、その活用を図ります。	環境課
5-12	子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できるイベントや講座を開催し、環境活動に興味を持ち、参加する層の拡大を図ります。	環境課 文化スポーツ課
5-13	市民ボランティア、事業者などと連携し、市民協働による環境保全活動やイベントを実施します。	環境課 地域協働課
5-14	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境課
5-15	環境問題に関する情報を収集するとともに、情報の提供方法などの改善を図ります。	環境課

第５章 協働プロジェクト

1 協働プロジェクトの考え方

市民、事業者、市の協働の必要性

地方分権の進展や少子高齢化など、社会環境が急激に変化している中、住民ニーズも様々な分野に広がり、地域課題も複雑多様化しています。

このようななか、きめ細かな住民サービスを提供し続けるためには、今まで以上に住民の皆さんの持つ能力や地域が持っている活力を、市と共にまちづくりに生かしていただく市民協働の取組の強化が必要であるとともに、次世代の環境づくり活動の担い手の発掘・育成が急務となっています。

協働プロジェクトの目的・目標

協働プロジェクトとは、本市に関わる全ての人々が環境づくり活動の担い手となるべく、市民、事業者及び市の協働により展開する事業です。

協働プロジェクトの立案にあたっては、市民や事業者の皆様に参加を頂いた市民懇談会にてワークショップ形式による討議を行い、持続可能な社会を実現するための課題の洗い出し、将来にわたって事業を継続していくための仕組みや、本市の環境づくりに関する活動の輪を広げていくための仕組みなどについて意見・アイデアを出し合いました。

頂いた多種多様なご意見・アイデアのうち、特に本市の環境づくりにおいて重要であると考えられる取組を重点プログラムと位置づけ、本計画期間の早期において優先的な推進を図ります。

本計画では、重点プログラムの実施イメージを示していますが、引き続き、市民懇談会による具体的な取組案の作成や推進体制等の仕組みづくりを行い、周知・啓発を経て実際の活動に繋げます。また、PDCA サイクルにより活動内容の見直しと更なる拡充を繰り返し、将来は持続可能な取組として市民・事業者・市が協働でプログラムに取り組むことを目指します。

協働プロジェクトの流れ

Plan 計画

市民懇談会

・協働プログラムについての意見、アイデアを提案
・重点プログラムの検討・選定

重点プログラム
プログラム１　みんなができる地球温暖化対策
プログラム２　自然環境　私たちにできること

市民懇談会

・プログラム実施の具体案の作成
・推進体制・仕組みづくりの検討

Do 実行

協働による重点プログラムの周知、啓発、活動実施
・環境活動意識の高揚
・環境活動への積極的な参加
・環境活動の担い手の発掘、育成

Check 点検・評価

市民懇談会

・活動内容のまとめ
・実施効果、課題の検証

Action 改善

市民懇談会

・活動内容の見直し、拡充の検討
・新たな取組のアイデアの検討

～将来のイメージ～

市民・事業者・市の協働による持続可能な取組が実施されている

■コラム 犬山市環境基本計画 市民懇談会

環境基本計画を策定するにあたり平成31年3月を皮切りに計4回開催し、延べ113名の市民や事業者の皆様にご参加いただきました。

市民懇談会では「SDGs」に関する講演のほか、「犬山市の環境について考えよう　豊かな自然を未来へつなぐために私たちができること」と題したワークショップを行い、市民・事業者・市が協働で取組むプロジェクトを作るため、意見やアイデアを話し合いました。また、そこで出た意見について討議を行い、市民や事業者が取り組むべき事項を重点プログラムとしてまとめました。

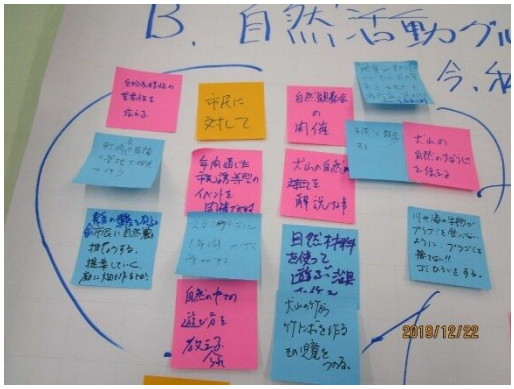
今後も市民懇談会を継続的に開催し、取組を具体化し、施策化を目指します。

市民懇談会の討議の様子









＜犬山市環境基本計画市民懇談会　開催実績＞

第1回	平成31年　3月　2日	35名
第2回	令和元年　6月 16日	24名
第3回	令和元年　9月 29日	28名
第4回	令和元年　12月 22日	26名

市民懇談会における主な意見・アイデア

自然環境に関すること

- **犬山には他市に無いすばらしい自然資源がある事を市民が共有する。**
- **地域の自然環境の現状を把握する。**
- **犬山の自然について本格的に調査活動とデータ採集を早急に進める。**
- **イベントとして楽しめるような里山の保全や整備につながる企画を続けていく。**
- **身近な自然を子どもに遊びをとおして学習できるといい。**
- 荒れた雑木林や竹林を行政と市民が協働して、かつての里山を復活する。
- 生物多様性を学習する体験的講座をつくる。
- 行政と市民の協働による侵略的外来種対策を実施する。

循環型社会に関すること

- **ごみの分別方法など定期的に教育し続ける。**
- **食品ロスは個々に取り組むだけではなく、事業者と行政と消費者の連携で進める。**
- **スーパーや商店と協力し、プラ製の袋や容器をできるだけ使わないようにする。**
- 町内会毎にごみ分別コンテストをする。
- ごみを分別した後の最終の姿を知らせる。
- 生ごみや間伐材を肥料として再利用できる施設や方法を検討する。

生活環境に関すること

- **災害対策に関連して太陽光など再エネ電源（蓄電池と共に）を導入する。**
- 下水道の整備を進める。
- 市民による定期的な水質や環境等の調査活動を行う。
- 空家対策を進める。
- アダプトシステムを活用する。
- 市民の定期的な見回りによる不法投棄などの見守り活動をする。
- 自転車優先レーンをつくる。

温暖化対策に関すること

- **省エネは、得することを見える化する。**
- **各家庭では、太陽光発電や防災用ボイラーなどの設置を促進する。**
- **コミュニティバスなど公共交通機関の利用を促進させる。**
- 省エネ機器の購入や省エネ建築に対する補助金制度を導入する。
- 公共施設の屋根貸しをもっと推進する。
- 市民健康館（さら・さくら）を再エネの拠点にする。
- メガソーラーによる乱開発を抑止する。
- 小水力発電、木質バイオマス利用を促進する。
- 水素社会に向けた取り組みを推進する。
- 自動車から自転車へ移行しやすい道路環境を作る。
- 誰でも使える貸し自転車を増やす。

環境保全活動に関すること

- **親子で参加できる環境学習講座を開催する。**
- **市民の環境リーダーを養成する。**
- **大人が環境について学ぶ場を創造する。**
- **市民と専門家が一緒に行う地域での自然観察会、生物調査を実施する**
- **学校教育では時間がとれないので、別に ESD ができるようにする。**
- **いろんなイベント会場で環境コーナーを設け、遊びながら学べる機会をつくる。**
- **地域コミュニティを活用する。**
- **市民グループが協力してさまざまな環境保全活動を行うための組織をつくる。**
- 小中学校への環境出前講座を実施する。
- 地域を見直す機会（見学会等）を設ける。
- イベントと組み合わせをした地域クリーン活動を実施する。
- 子どもがエコリーダーになる。
- エコアップ養成講座を再開する。
- 環境教育のセンターとして、市民健康館（さら・さくら）を活用する。

※太字は、重点プログラムとして選定したアイデア・意見

2 重点プログラム

プログラム１　　みんなができる地球温暖化対策

プログラムの目的

パリ協定では、21世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが求められています。温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、再生可能エネルギーの活用、森林の整備など様々な取組を行うとともに、温室効果ガス削減のための活動に市民の幅広い参加を促していきます。

プログラムの内容と役割分担のイメージ

市民、事業者、市がそれぞれの責務を果たしながら、子どもから大人まで誰もが楽しく参加でき、温室効果ガス削減につながる活動の企画・立案、実施を協働で推進します。

各実施主体の具体的な取組の例

市民

個人での取り組み

・節電、省エネ、暮らしの工夫の実践
・ボランティア活動への参加

団体での取り組み

・再生可能エネルギーの創出
・森林整備活動
・環境イベントの開催
・市民へ活動内容の周知・ＰＲ

事業者

・市民活動への参加
・資金や資材などの提供
・広く周知、ＰＲ

市

・再生可能エネルギーの推進
・ボランティアスタッフの育成
・森林の保全
・環境イベントの開催へのフォロー
・市民への周知、ＰＲ
・市民、事業者の活動支援
・環境施策の展開

想定される成果

【環境面】 ・温室効果ガスの削減及び市民の理解が進む。

【経済面】 ・再生可能エネルギーの活用とともに、必要となる機器の購入等による消費が発生することで経済効果につながる。

・省エネにより電気代などが抑制されたことによる新たな消費が期待できる。

【社会面】 ・再生可能エネルギーを環境面だけでなく災害時にも利用できるようにすることで防災面でも活用が可能になる。

・森林保全から、森林に親しみやすい環境をつくることで健康増進につながる。

「みんながができる地球温暖化対策」今後の展開イメージ

市民、事業者、市が連携し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進します。デコ活アクションやデコ活宣言の普及・啓発を通じて、日常生活や事業活動における環境に配慮した行動を促し、一人ひとりの行動変容と地域全体への取組の広がりにつなげます。

デコ活
くらしの中のエコろがけ

■デコ活とは
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをみんなで創る国民運動です。毎日の暮らしの中でできる身近な行動から、環境にも暮らしにもよい生活を目指します。

デコ活が目指すもの

- 地球温暖化を防ぎ、気候変動によるリスクを低減
- 健康で快適な、豊かな暮らしの実現
- みんなで取り組み、次世代へよりよい社会をつなぐ

各主体の取組

市民	事業者・団体	自治体（犬山市）	デコ活応援団（環境省）
日々の暮らしの中でデコ活を実践	製品・サービス・取組を通じて、デコ活を後押し	市の施策・事業で市民・事業者の取組を後押し	官民の連携を通じてデコ活を全国に展開

デコ活アクションの例

住まい	移動	食	買い物	働き方・暮らし
●省エネ家電に買い替える ●住まいの断熱化(断熱リフォーム) ●再生可能エネルギーを導入	●公共交通機関や自転車、徒歩で移動 ●電動車を導入 ●エコドライブを心がける	●地元の食材を選ぶ（地産地消） ●食べ残しを減らす ●旬の食材を使用する。	●必要なものを必要な分だけ購入 ●環境に配慮した商品を選ぶ ●マイバッグ、マイボトルを使う	●テレワークで移動を減らす ●節電・節水を心がける ●地域の環境活動に参加する。

プログラム２　　自然環境　私たちにできること

プログラムの目的

本市の自然環境の特徴は、東部丘陵をはじめとした里山が多く占めており、自然資源に恵まれていることです。里山の豊かな自然環境を将来に向けて持続的に守り育んでいきます。

プログラムの内容と役割分担のイメージ

市民、事業者、市がそれぞれの責務を果たしながら、子どもから大人まで誰もが楽しく参加でき、自然環境の保全につながる活動の企画・立案、実施を協働で推進します。

各実施主体の具体的な取組の例

市民

個人での取り組み

・環境イベントへの参加
・ボランティア活動への参加
・犬山の自然について学ぶ

団体での取り組み

・自然と触れ合う環境イベントの実施
・外来種駆除活動
・自然保全活動の実施

事業者

・市民との繋がりをつくる
・自社製品を環境対策品にする
・イベントへの協力、物品の提供など

市

・環境調査の実施及び報告
・生物多様性の保全の推進
・レジ袋削減の取組
・自然と触れ合う環境イベントの実施
・市民の自然保全活動のフォロー
・市民同士の連携のフォロー

想定される成果

【環境面】 ・自然に親しむことで自然環境保護への意識が高まる。
・豊かな自然を未来へ繋げることができる。
・温室効果ガスの削減が進むとともに、市民の理解が深まる。
【経済面】 ・環境への意識の高まりから環境配慮型商品の販売、購入につながる。
【社会面】 ・自然に親しみ里山で体を動かすことで健康増進につながる。

「自然環境　私たちにできること」今後の展開イメージ

みんなで生きもの調査は、市内の自然環境の現状把握や生物多様性に対する市民の意識高揚に資することを目的に、一般の市民から市内に生息・生育する動植物の情報を募る継続的な「動植物調査」です。

具体的には、調査対象となる動植物を写真入りで紹介した「生きもの調査ガイドブック」を広く公表・配布し、市民に発見日時・場所、写真などの情報の投稿をお願いするものです。

集められた生物情報は、データベースとして蓄積し、学校教材や自然観察講座等の資料としての活用のほか、希少動植物の保全対策や外来種対策などにも役立てていくことが期待できます。

「生きもの調査ガイドブック」の作成	・市内の動植物に詳しいボランティア等への声掛けを通じて、調査テーマや調査対象となる動植物を選定 ・よく見かける動植物だけでなく、希少種、外来生物等の情報も収集 ・作成したガイドブックは、小学校経由で市民に配布
↓	
生きもの調査の実施	・ガイドブックを参考に、市内で見つけた動植物の情報を事務局に投稿 ・自然観察講座、校外学習等で見つけた動植物の情報を事務局に投稿 ・市内の自然活動グループ等からの情報もあわせて収集
↓	
調査結果とりまとめ	・事務局、協力ボランティアにて投稿されたデータを整理 ・生きもの調査結果報告レポートの作成、公表
↓	
調査結果の活用	・将来的には「犬山の生きもの図鑑」の発行 ・学校教材としての活用、自然観察講座等の資料として活用 ・外来生物対策のための基礎資料、啓発活動

第６章　計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。そのため、犬山市環境審議会をはじめ、市民、事業者及び市が協働して計画の推進に努めます。

犬山市環境審議会

環境審議会は、環境保全等に関する基本的事項について、専門的かつ広範な視点から調査したものを審議する機関として設置されています。

審議会では本計画の施策や推進方策に関して、年次報告書等による事業の実施状況や目標達成度を踏まえて、今後の計画の見直しや進め方について市長に助言・答申します。

環境行政推進会議（庁内組織）

環境行政推進会議は、環境に関する市の施策に横断的に取り組み、本計画を推進するために、市の関係部局の代表で構成される庁内組織です。

本会議は、庁内の各課で進められる環境施策の実施状況や目標達成状況の把握のほか、計画全体の進捗状況の結果をもとに施策の継続や見直しなどの検討も行います。

市民懇談会

市民懇談会は、環境活動の普及啓発を図るため、市民、事業者の意見や提言をとりまとめ、環境活動の実践や活動の輪を広げていきます。

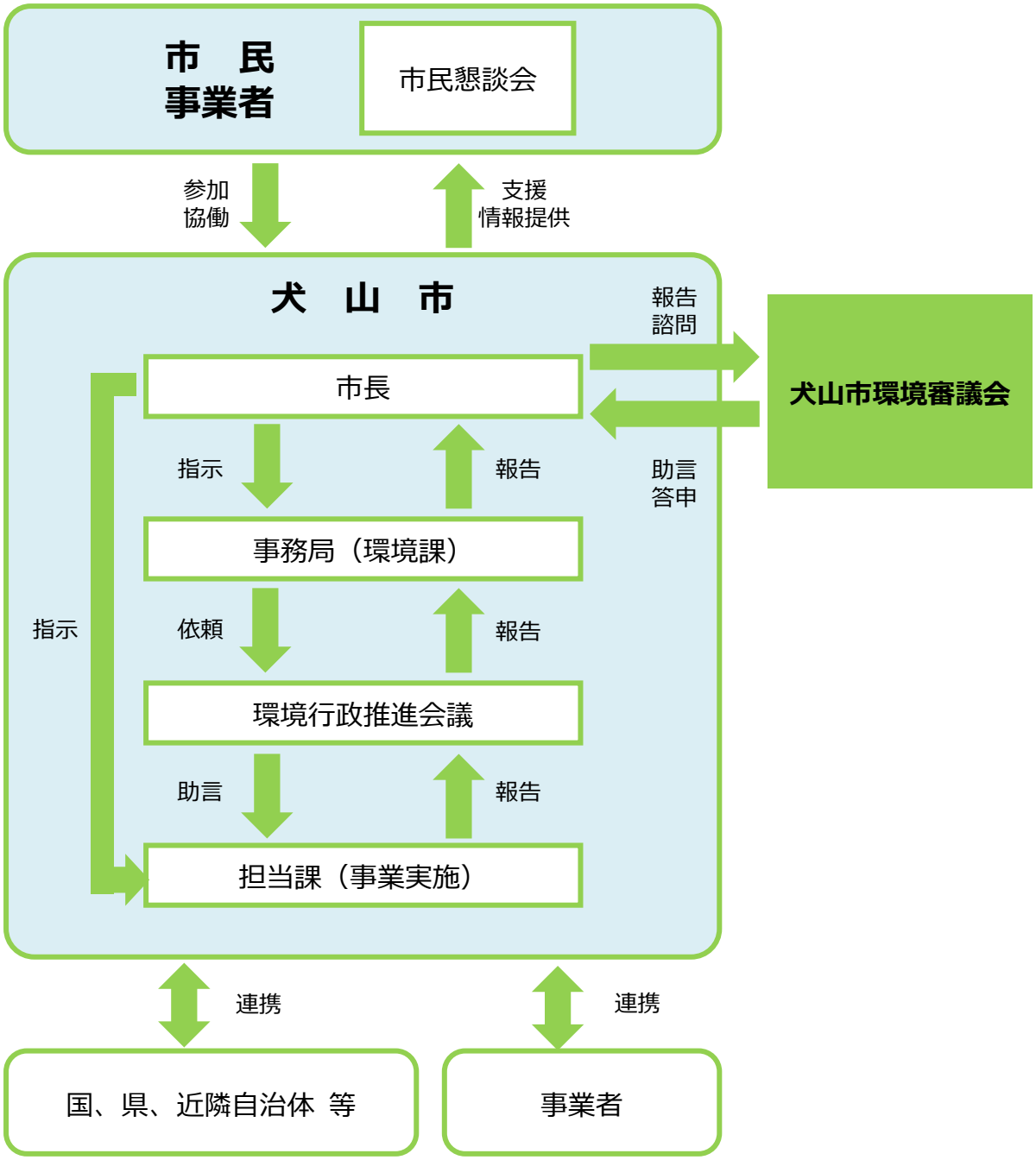
事務局（環境課）

事務局は、本計画の進行管理全般に関する調整事務を行い、主に環境審議会や環境行政推進会議における検討内容の取りまとめや、犬山市環境白書の作成・公表を行います。

広域的な連携

地球温暖化や生物多様性の保全、大気環境など、広域的に取り組むことが必要な課題について国、県及び近隣の地方自治体等との連携を図ります。

計画の推進体制


市　民
事業者
市民懇談会
参加
協働
支援
情報提供
犬　山　市
報告
諮問
市長
指示
報告
助言
答申
犬山市環境審議会
事務局（環境課）
指示
依頼
報告
環境行政推進会議
助言
報告
担当課（事業実施）
連携
連携
国、県、近隣自治体 等
事業者

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民、事業者及び市の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

Plan（計画）：年次計画の策定

各施策の取組を進めるために、担当部署は、年度当初に基本目標の実現や達成目標を考慮し、年次計画として当該年度の実施計画と取り組み成果を測る目安となる事業活動指標を自ら設定し、進捗管理・評価シートにとりまとめ事務局（環境課）に報告します。

Do（実行）：取組の推進

年度内における目標を達成するため、策定した年次計画に基づき、担当部署は取組を推進します。

Check（点検・評価）：進捗状況の確認・評価

担当部署は、年次計画の進捗状況を確認し、年度当初に掲げた目標と照らし合わせて点検します。点検結果は進捗管理・評価シートにとりまとめて事務局（環境課）に報告します。

事務局（環境課）はとりまとめた結果を環境行政推進会議及び犬山市環境審議会に年次結果として報告します。

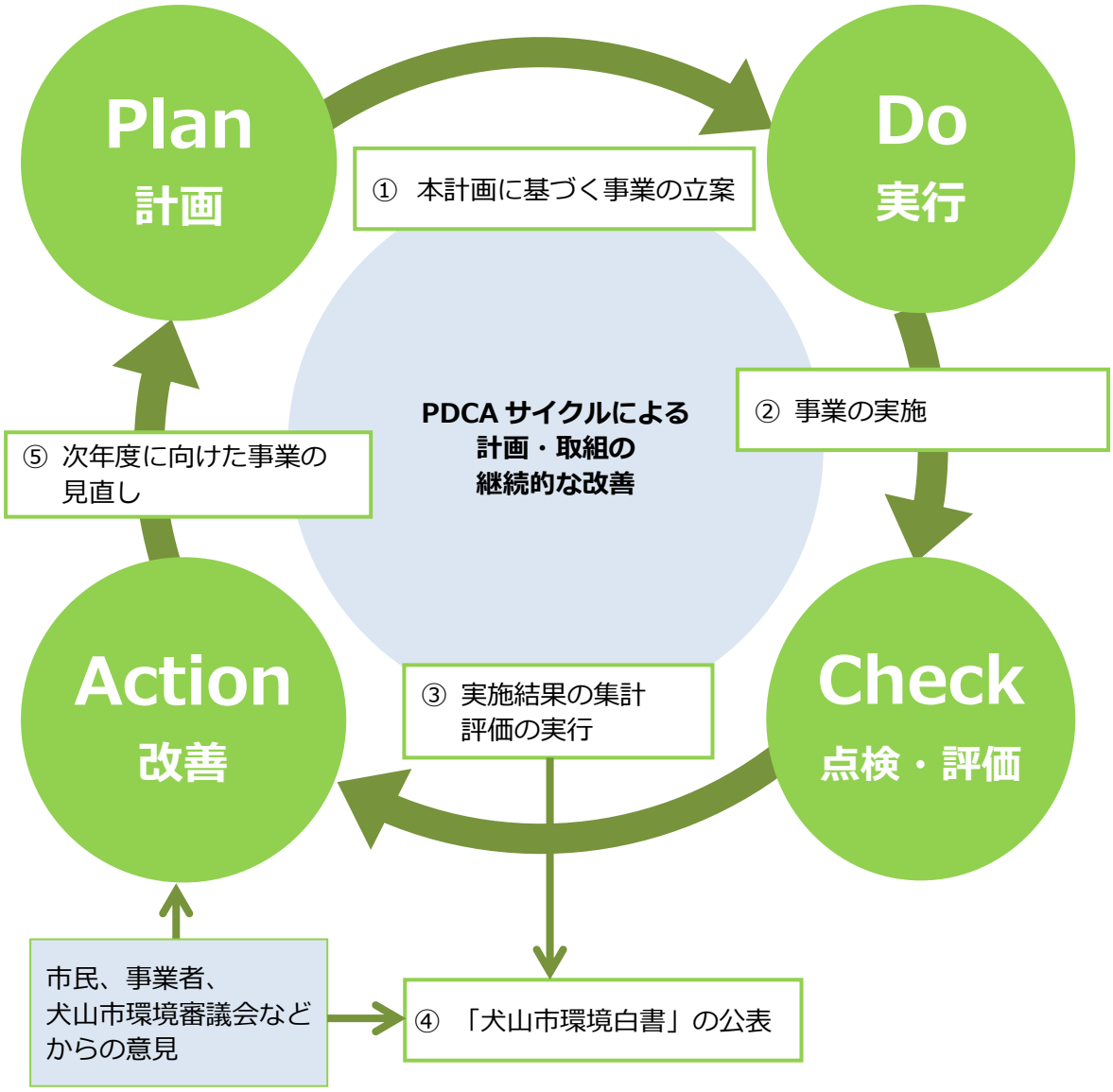
犬山市環境審議会は、事務局（環境課）からの報告を受けて、進捗状況の評価を実施します。

年次計画の推進により得られた結果は、当該年度の「犬山市環境白書」としてとりまとめ、市民、事業者等へも広く公表します。

Action（改善）：次年度以降の計画への反映

犬山市環境審議会は、報告を受けた内容に基づき、当該年度の取組状況の確認と次年度以降の課題等について審議・助言し、市はその結果を受けて次年度以降の実施計画に反映させます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



年間スケジュール

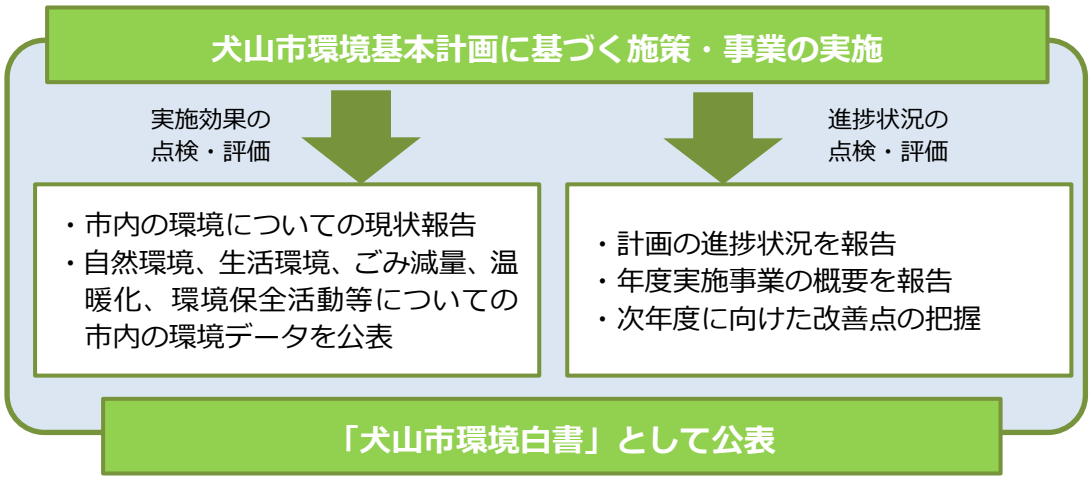
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Plan 計画						次年度事業の予算要求						
Do 実行						施策の推進						
Check 点検・評価		前年度に実施した施策の評価										
Action 改善		次年度に向けての対策検討										

「犬山市環境白書」の公表

本市の環境の現状及び本計画に基づき講じた施策の実施状況をとりまとめた資料として、毎年度「犬山市環境白書」を作成し、広く市民のみなさまに公表します。

あわせて、本計画（Plan）が、どのように実行（Do）されたかを点検・評価（Check）し、その結果をふまえて、今後の更なる推進・行動の実践に向けた見直し（Action）を行うための資料として活用します。

「犬山市環境白書」の位置づけ



次期計画に向けた総括評価

毎年度の PDCA サイクルによる計画の進行管理を行うものとします。

2029（令和11）年度には、市民・事業者を対象とした市内の環境に関する意識調査（アンケート）を実施し、本計画における改善点を把握します。この結果を加味しながら2030（令和12）年度に本計画の総括評価を行い、次期計画の策定を行っていきます。

計画全体の PDCA サイクル

2021（R3）年度	～	2025（R7）年度	～	2029（R11）年度	2030（R12）年度
		・中間評価 ・見直しの実施		・市内の環境に関する意識調査の実施	・総括評価 ・次期計画の策定

資料編

1 策定経過

犬山市環境審議会

開催日	内容
令和２年　２月２５日	諮問、骨子案の審議
令和２年　６月１５日	計画案の審議
令和２年　８月１１日	計画案の審議
令和２年　９月　８日	答申

開催日	内容
令和８年　８月１７日	諮問、計画改訂方針の説明
令和８年１０月２７日	計画改訂素案の審議
令和９年　●月●●日	

犬山市議会

開催日	会議等	内容
令和２年　４月　３日	全員協議会	計画案について意見聴取
令和２年　５月　８日	全員協議会	意見の報告

庁内ヒアリング

開催日	内容
令和２年　５月	施策担当課へのヒアリング（１回目）
令和２年　６月	施策担当課へのヒアリング（２回目）

ワークショップ・意識調査・パブリックコメント

開催日	会議等	内容
平成 31 年　3月　2日	第１回 市民懇談会	SDGs に関する講演、環境に関する取組についての協議・提案
令和元年　6月１６日	第２回 市民懇談会	第１回での意見のまとめと具体化
令和元年　7月　6日 ～ 7月２６日	意識調査 （アンケート）	市民・事業者を対象に、市の環境、環境に関する活動・取組等について調査
令和元年　9月２９日	第３回 市民懇談会	協働での仕組み作りを検討
令和元年１２月２２日	第４回 市民懇談会	第３回までのまとめ
令和２年　9月１５日 ～ １０月　9日	パブリック コメント	計画案への意見募集
令和３年　2月　1日 ～ 2月１９日	意見募集	計画案への意見募集（概要版を全戸配布）

2 諮問・答申

諮問

１ 犬 環 第６９４号
令和２年　２月２５日

犬山市環境審議会　会長　様

犬 山 市 長
山　田　拓　郎

犬山市環境基本計画（案）について（諮問）

犬山市環境基本条例第２６条に基づき、犬山市環境基本計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

答申

令和２年　９月　８日

犬 山 市 長
山　田　拓　郎　様

犬山市環境審議会
会　長　　林　　進



答　申　書

令和２年２月２５日付け１犬環第６９４号にて諮問のありました犬山市環境基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

3 アンケート調査票

市民アンケート調査票

犬山市の環境についての市民アンケート調査

今、身近な自然から地球規模の環境まで視野に入れた、総合的な環境保全に向けた取り組みが求められており、犬山市では、その基本となる大切な計画である「犬山市環境基本計画」を新たにつくろうとしています。

このため、市民の皆様のお住まいの地域について、環境の満足度や課題など、ご意見をお伺いし、「犬山市環境基本計画」に反映させるため、アンケートをお願いすることとなりました。ぜひ、ご協力お願い申し上げます。

令和元年７月

犬山市長　山田　拓郎

- 犬山市に在住する 18 歳以上 1,500 人を無作為に抽出し、**無記名でご回答をお願い**しています。
- 回答者が特定されることはありません。
- ご記入は、封書の宛名に書かれたご本人様にお願いします。なお、1 世帯に 2 通以上お配りする場合もございますが、世帯の意見ではなく、それぞれご本人様のご意見をお聞かせください。
- 本調査票に直接ご記入ください。終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、**７月 26 日（金）**までに郵便ポストへご投函（切手不要）ください。
- 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、個人を特定するものではありません。
- アンケート調査は犬山市が行っているものであり、結果は市のホームページなどで公表します。

〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑 36
犬山市　経済環境部　環境課
電 話：0568-44-0344

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

◆あなたのことについて、お伺いします◆

問１　あなたの性別はどちらですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．男　　２．女

問２　あなたの年齢は次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．18～19 歳　２．20～29 歳　３．30～39 歳　４．40～49 歳　５．50～59 歳
６．60～69 歳　７．70～79 歳　８．80 歳以上

問３　あなたの職業は次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．会社員・公務員　２．自営業　３．農業　４．学生　５．主婦、主夫
６．パート・アルバイト　７．無職　８．その他（　　）

問４　あなたの住居の形態は次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．一戸建て（持ち家）　２．一戸建て（借家）　３．社宅・寮　４．分譲マンション
５．賃貸マンション、アパート　６．その他（　　）

問５　あなたがお住まいの「地区」は、次のうちどれですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

１．犬山地区	２．羽黒地区	３．楽田地区	４．城東地区
５．池野地区	６．栗栖地区	７．今井地区	８．わからない

◆犬山市の環境についてお伺いします◆

問６　環境について、どのように感じていますか。あてはまる番号を１つ○で囲んでください。

１．環境にとても興味があり、積極的に環境に関する活動をしている。
２．環境に興味があるが、環境に関する活動まではできていない
３．環境に興味は少しある
４．環境に興味は全くない

問７　犬山市の環境について、どのようになればよいと感じていますか。あてはまる番号を１つ○で囲んでください。

１．積極的に開発を進め、利便性を追求してほしい
２．自然保護を含めた環境への配慮は必要だが開発を優先すべき
３．必要な開発は理解するが、自然保護などの環境を優先すべき
４．利便性よりも、自然環境を守るため積極的に開発等を規制してほしい

1

問８　新しい犬山市環境基本計画は、ＳＤＧｓの理念を踏まえて策定を進めていますが、あなたは、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）という言葉とその内容を知っていましたか。以下の１～４の項目のうち、あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．言葉を知っており、意味もよく理解している
２．言葉を知っており、概ね意味を理解している
３．言葉は知っているが、意味はよくわからない
４．初めて知った

ＳＤＧｓとは？
ＳＤＧｓとは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

問９　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）では、17 のゴールを設定していますが、あなたの興味があるゴールはどれですか、○を３つ以内で囲んでください。

１．貧困をなくそう
２．飢餓をゼロに
３．すべての人に健康と福祉を
４．質の高い教育をみんなに
５．ジェンダー平等を実現しよう
６．安全な水とトイレを世界中に
７．エネルギーをみんなにそしてクリーンに
８．働きがいも　経済成長も
９．産業と技術革新の基盤をつくろう
10．人や国の不平等をなくそう
11．住み続けられるまちづくりを
12．つくる責任　つかう責任
13．気候変動に具体的な対策を
14．海の豊かさを守ろう
15．陸の豊かさも守ろう
16．平和と公正をすべての人に
17．パートナーシップで目標を達成しよう



― 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 ―

問 10　**あなたの住んでいる地区の環境**について、日ごろどのように感じていますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から **1 つだけ○**で囲んでください。

項目			日ごろ感じる気持ち			
			満足	やや満足	やや不満	不満
記入例 ⇒			①	2	3	4
生活環境	1	空気のきれいさ、さわやかさ	1	2	3	4
	2	河川や水路などの水のきれいさ	1	2	3	4
	3	まちの静けさ	1	2	3	4
	4	におい（悪臭）がしないこと	1	2	3	4
	5	土壌が豊かであること、汚れていないこと	1	2	3	4
	6	道路交通量の多さ	1	2	3	4
都市環境	7	公園、広場、街路樹などの質と量	1	2	3	4
	8	ごみの収集・処理の方法	1	2	3	4
	9	ごみの分別方法	1	2	3	4
	10	不法投棄の少なさ	1	2	3	4
	11	買物や交通の便利さ	1	2	3	4
	12	まちの清潔さ	1	2	3	4
自然環境	13	山、森など自然の緑の豊かさ	1	2	3	4
	14	池、湧水などの自然のなかの水環境	1	2	3	4
	15	自然の中で活動ができる場所の多さ	1	2	3	4
	16	野生の動植物の多さ	1	2	3	4
	17	自然景観・風景の美しさ	1	2	3	4
	18	環境について学ぶ機会の多さ	1	2	3	4
環境活動	19	環境活動ができる機会の多さ	1	2	3	4
	20	環境市民活動の活発さ	1	2	3	4
	21	地域での環境イベントの開催状況	1	2	3	4

3

問 11　**あなたの住んでいる地区の環境について、取り組むべき環境の課題**は、どのようなものが考えられますか。あてはまる番号を**○を３つ以内で**囲んでください。

1．農地や雑木林の減少	11．土壌汚染の問題
2．野鳥や昆虫など身近な生き物の減少	12．地下水の汚染、渇水（湧水の減少）
3．河川、水路などの水の汚れ	13．まちなかの景観の悪化（屋外看板や広告）
4．工場からのばい煙や騒音、振動、悪臭	14．まちなかの公園や緑地が少ない
5．自動車からの排気ガスや騒音・振動	15．環境について学ぶ場や自然とふれあう場が少ない
6．ごみや排水などから発生する悪臭	
7．野焼き	16．環境活動を一緒に行える仲間が少ない
8．ごみの不法投棄	17．環境活動の地域拠点施設が少ない
9．空き缶、吸いがらなどのポイ捨て	18．環境活動を率先して進めるリーダーの不在
10．自然環境を減少させる開発を制限すること	19．その他（　　）

◆あなたの普段の環境活動についてお伺いします◆

問 12　**環境に関して、普段の生活であなたが取り組んでいること**を教えてください。あてはまる番号を**全て○**で囲んでください。

1．こまめな消灯や冷暖房の温度設定の管理などの節電活動
2．洗濯に風呂の残り湯を使用したり、植物の水やりに雨水を使用する
3．マイバックの活用、過剰な包装は断って、ごみの減量をしている
4．ごみ等を堆肥化にするなどのリサイクル活動
5．食品ロスを減らすため、使い切りを意識して、食材の購入している
6．油を流さない、洗剤を控えめにするなど排水に気を付けている
7．空き缶やびん、ペットボトル、雑紙などごみの分別活動
8．環境に優しい商品（環境ラベル商品）などの購入
9．地域の廃品回収に協力している
10．ソーラーシステム（給湯、冷暖房）や太陽光発電など、再生エネルギー設備の利用
11．周囲に草木を植えたり、周辺の雑木林の管理をするなど、みどりを大切にする活動
12．外出するときは、できるだけ公共交通機関を使う
13．自動車に乗るときはアイドリングをしないなど、環境にやさしいエコ・ドライブ
14．特に何も心がけていない
15．その他（　　）

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 13 **あなたは、これまでに環境に係わる団体活動に参加**したことがありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から **1 つだけ○**で囲んでください。

項目		主催・開催したことがある	参加したことがある	参加したことはないが、今後参加したい	参加したことがない
記入例 ⇒		①	2	3	4
1	地区の資源回収	1	2	3	4
2	散乱ごみの回収作業	1	2	3	4
3	道路側溝の清掃や沿道の草刈り	1	2	3	4
4	公園の清掃活動	1	2	3	4
5	花のあるまちづくりなどの緑化活動	1	2	3	4
6	動植物の観察会	1	2	3	4
7	雑木林や水辺などの自然環境の保全活動	1	2	3	4
8	環境に関する学習講座、講演会への参加	1	2	3	4
9	フリーマーケット、不用品バザーに参加	1	2	3	4
10	その他（ ）	1	2	3	4

◆あなたの地球温暖化対策への取り組みについてお伺いします◆

問 14 次の項目について、**導入について**、あてはまる番号 1～4 の中から **1 つだけ○**で囲んでください。

項目		導入済み	導入検討中（予定含む）	導入予定はないが、関心はある	関心はない
記入例 ⇒		①	2	3	4
1	太陽光発電システムを設置する	1	2	3	4
2	窓・サッシ・屋根・壁面を断熱性、気密性の高いものの導入	1	2	3	4
3	エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯機の導入	1	2	3	4
4	電力消費や待機電力の少ない家電製品の導入	1	2	3	4
5	照明をLEDなどの高効率なものの導入	1	2	3	4
6	屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど建物の緑化の導入	1	2	3	4
7	家庭用燃料電池システム（エネファーム）や蓄電システムの導入	1	2	3	4
8	排出ガスが少なく燃費の良い自動車の導入	1	2	3	4
9	PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）及び電気自動車の導入	1	2	3	4

問 15 **地球温暖化対策**について、市が重点的に進めるべきだと思う施策はどれですか。
あてはまる番号を**○を３つ以内**で囲んでください。

1. 地球温暖化に関する市民への情報提供・ＰＲの充実
2. 住宅への太陽光発電設備などの温暖化対策設備導入に対する助成等の充実
3. 公共施設の LED 化等によるエネルギーの利用料削減
4. 節電や省エネについて市民への講座や情報提供・ＰＲの充実
5. 子ども達への環境学習の充実
6. クールシェアスポット（誰もが涼める場所）やウォームスポット（誰もが温まれる場所）の増加及びＰＲ
7. 森林、里山、公園、緑地などの整備推進
8. 産・官・学の連携による温室効果ガスの排出抑制や削減のための仕組みづくり
9. ごみの減量・資源化の推進
10. ごみの分別などの情報提供・ＰＲの充実
11. 地球温暖化対策を積極的に活動している市民団体や事業所等への支援
12. その他 （ ）

◆犬山市の自然環境についてお伺いします◆

問 16 犬山市には、里山、農地、河川など様々な自然環境がありますが、**あなたが特に保全したほうがいいと思う自然環境**はどこですか？あてはまる番号を**○を ３ つ以内で**囲んで下さい。

1. 河川、水路
2. ため池
3. 雑木林や里山
4. 農地（水田、畑など）
5. 市街地の中の公園・緑地
6. 寺社・仏閣の社寺林
7. その他（ ）

問 17 犬山市のなかで、**あなたが特に保全したほうがいいと思う自然環境の具体的な場所**はどこですか？**地名や施設名、その理由**をご記入ください。

（特に保全したほうがいいと思う場所）

（その理由）

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 18　あなたは、生物多様性という言葉とその内容を知っていましたか。以下の１～４の項目のうち、あてはまる番号を１つだけ選んで、○で囲んでください。

1．言葉を知っており、意味もよく理解している
2．言葉を知っており、概ね意味を理解している
3．言葉は知っているが、意味はよくわからない
4．初めて知った

生物多様性とは？
　生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、自然環境の豊かさを表しています。生物多様性は、動植物から細菌などの微生物にいたるまでいろいろな生きものがいる「種の多様性」、同じ種であっても異なる個性を有する「遺伝子の多様性」、様々な生きものが関わって形づくられた里地里山、河川など「生態系の多様性」をも含んだ考え方です。

問 19　あなたは、生物多様性を守っていくためには、どのようなことが重要だと考えますか。あてはまる番号を○を３つ以内で囲んで下さい。

1．生物多様性が保たれた優れた自然環境の保全
2．雑木林、ため池など、身近な里山環境の保全
3．河川や水路などの水辺の保全
4．絶滅の恐れのある希少な動植物の生息・生育地の保全
5．アライグマ、ブラックバス等外来生物による生態系への影響の防止
6．イノシシ等による動物が増えることによる生活環境への影響
7．生物多様性の重要性やその保全に関する市民への普及啓発
8．市民が自然とふれあう機会・場所の拡充
9．市民や市内事業者等が取り組む生物多様性の保全活動
10．特に取り組む必要はない
11．その他（　　）

◆市の環境への主な取り組みについてお伺いします◆

問 20　以下の項目は、現在、犬山市が進めている環境に関する主な取り組みです。それぞれの項目について、あてはまる番号を 1～4の中から１つだけ○で囲んでください。

	項　　目	内容をよく理解している	言葉を知っており、概ね内容を理解している	言葉としては知っているが、内容は理解していない	初めて知った
	記入例　⇒	①	2	3	4
1	犬山市環境基本条例	1	2	3	4
2	犬山市環境基本計画	1	2	3	4
3	犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業）	1	2	3	4
4	犬山市一般廃棄物処理基本計画	1	2	3	4
5	住宅用地球温暖化対策設備等の設置費補助金（太陽光発電システムへの補助）	1	2	3	4
6	都市緑化推進事業補助金	1	2	3	4
7	犬山市里山学センターでの事業	1	2	3	4
8	各種講座などの環境イベント事業	1	2	3	4
9	緑のカーテン事業	1	2	3	4
10	合併処理浄化槽の転換設置費補助金	1	2	3	4
11	生ごみ処理機補助金	1	2	3	4
12	ごみ分別アプリ「さんあ～る」	1	2	3	4
13	クリーンタウン犬山推進事業（地域環境美化活動への支援）	1	2	3	4
14	わん丸エコステーション等の資源物回収事業	1	2	3	4
15	新ごみ処理施設建設に関する事業	1	2	3	4

— 犬山市環境基本計画策定のための市民アンケート調査 —

問 21　**犬山市が取り組む環境への対策**について、市が重点的に進めるべきだと思うものはどれですか。あてはまる番号を**5つまで○**で囲んで下さい。

1．雑木林や農地などの自然環境の保全対策
2．動植物の保全と生き物の住める環境づくり
3．河川等の水質改善、水循環の健全化
4．大気、騒音・振動、悪臭などの公害対策
5．土壌・地下水汚染に関する対策
6．ダイオキシン類など有害化学物質対策
7．ごみの減量・分別やリサイクルの推進
8．ごみの不法投棄、ポイ捨てへの対策
9．分別、リサイクルについての情報の提供
10．食品ロスを減少させる対策
11．プラスチックごみ問題への対策
12．省エネルギー活動や設備の高効率化推進など温室効果ガス排出量の削減対策
13．太陽光や風力など再生可能エネルギーの活用推進
14．気候変動（異常気象）に伴う水害や土砂災害の軽減、健康被害への対策
15．環境教育・環境学習の推進
16．環境イベントなどによる意識啓発の推進
17．市民や事業者が自主的に行う環境活動への支援
18．特になし
19．その他（　　）

◆最後に、環境に関わるご意見等があれば、ご自由にお書き下さい。◆

アンケートの質問は以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、この調査票を返信用封筒に入れ、令和元年７月26日（金）までにご投函ください。

9

事業者アンケート調査票

犬山市の環境についての事業者アンケート調査

今、身近な自然から地球規模の環境まで視野に入れた、総合的な環境保全に向けた取り組みが求められており、犬山市では、その基本となる大切な計画である「犬山市環境基本計画」を新たにつくろうとしています。

このため、事業者の皆様の環境活動への取り組み状況や市の環境施策などに対するご意見をお伺いし、「犬山市環境基本計画」に反映させるため、アンケートをお願いすることとなりました。ぜひ、ご協力お願い申し上げます。

令和元年７月

犬山市長　山田 拓郎

- 犬山市内の 350 ヶ所の事業所を無作為に抽出し、**無記名でご回答をお願い**しています。
- 農林水産業等一次産業、製造業等二次産業、サービス業等三次産業、全ての事業者様が対象です。
- 本社が犬山市以外の場合も、ご送付した貴事業所でご回答ください。
- 貴事業所・御記入者が特定されることはありません。
- ご記入にあたっては、貴事業所（送付先が支店ならば支店）としてのお考えをご記入ください。
- 本調査票に直接ご記入ください。終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、**７月 26 日（金）**までに郵便ポストへご投函（切手不要）ください。
- 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、個人を特定するものではありません。
- アンケート調査は犬山市が行っているものであり、結果は市のホームページなどで公表します。

〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑 36
犬山市　経済環境部　環境課
電 話：0568-44-0344

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

◆貴事業所のことについてお伺いします◆

問１　貴事業所の業種について、あてはまる番号を１つだけ○（兼業の場合、売り上げの割合が高いもの）で囲んで下さい。

１．農林水産業	２．建設業	３．製造業
４．電気・ガス・熱供給・水道業	５．情報通信業	６．運輸業
７．卸売・小売業	８．金融・保険業	９．不動産業
10．飲食店・宿泊業	11．医療・福祉	12．教育・学習支援業
13．サービス業	14．その他（　　）	

問２　貴事業所の従業員規模について、あてはまる番号を１つだけ○で囲んで下さい。

１．１～２人	２．３～５人	３．６～９人	４．10～49 人
５．50 人～99 人	６．100 人～300 人	７．300 人～499 人	８．500 人以上

◆犬山市の環境についてお伺いします◆

問３　環境について、どのように感じていますか。あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．環境にとても興味があり、積極的に環境に関する活動をしている
２．環境に興味があるが、環境に関する活動まではできていない
３．環境に興味は少しある
４．環境に興味は全くない

問４　犬山市の環境について、どのようになればよいと感じていますか。あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．積極的に開発を進め、利便性を追求してほしい
２．自然保護を含めた環境への配慮は必要だが開発を優先すべき
３．必要な開発は理解するが、自然保護などの環境を優先すべき
４．利便性よりも、自然環境を守るため積極的に開発等を規制してほしい

1

問５　新しい犬山市環境基本計画は、ＳＤＧｓの理念を踏まえて策定を進めていますが、あなたは、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）という言葉とその内容を知っていましたか。以下の１～４の項目のうち、あてはまる番号を１つだけ○で囲んでください。

１．言葉を知っており、意味もよく理解している
２．言葉を知っており、概ね意味を理解している
３．言葉は知っているが、意味はよくわからない
４．初めて知った

ＳＤＧｓとは？
ＳＤＧｓとは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

問６　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）では、17 のゴールを設定していますが、あなたの興味があるゴールはどれですか、○を３つ以内で囲んでください。

１．貧困をなくそう
２．飢餓をゼロに
３．すべての人に健康と福祉を
４．質の高い教育をみんなに
５．ジェンダー平等を実現しよう
６．安全な水とトイレを世界中に
７．エネルギーをみんなに　そしてクリーンに
８．働きがいも　経済成長も
９．産業と技術革新の基盤をつくろう
10．人や国の不平等をなくそう
11．住み続けられるまちづくりを
12．つくる責任　つかう責任
13．気候変動に具体的な対策を
14．海の豊かさを守ろう
15．陸の豊かさも守ろう
16．平和と公正をすべての人に
17．パートナーシップで目標を



－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

◆貴事業所の環境活動についてお伺いします◆

問７　貴事業所では、**日常業務の中で、環境配慮のための活動**に取り組んでいますか。あてはまる番号を**１つだけ○**で囲んでください。

１．取り組んでいる
２．今後取り組む予定
３．特に取り組んでいない（→問１０へお進みください。問８・問９は回答不要です）

問８　貴事業所において、**環境活動に取り組んだことで得られた効果など**は何ですか。あてはまる番号を**○を３つ以内**で囲んでください。

１．企業イメージ・信用性の向上
２．業務の効率化によるコスト削減
３．提供している製品・サービスの品質向上
４．提供している製品・サービスの売上げ向上
５．従業員の環境意識の向上
６．コストがかかり負担となっている
７．手間がかかるため、本来業務に影響がでている。
８．その他（　　）

問９　貴事業所では、**日常業務の中で、どのような環境配慮のための対策**を実施していますか。
それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から**１つだけ○**で囲んでください。

	項　　目	実施している	取組む予定	取組む予定はない	該当なし
	記入例　　⇒	1	②	3	4
	◆公害対策◆				
1	大気汚染防止対策	1	2	3	4
2	騒音・振動対策、悪臭対策	1	2	3	4
3	排水の汚濁防止対策	1	2	3	4
4	土壌の汚染防止対策	1	2	3	4
5	ダイオキシン等の有害物質対策	1	2	3	4
6	有害物質の使用削減	1	2	3	4
	◆廃棄物の減量やリサイクルの推進◆				
7	廃棄物の分別回収の実施	1	2	3	4
8	廃棄物の減量化や有効利用、再利用の実施	1	2	3	4
9	使用済み製品や容器等の回収	1	2	3	4
10	堆肥化によるリサイクルの実施	1	2	3	4
11	グリーン購入の実施	1	2	3	4
	◆省エネルギー・省資源、地球温暖化対策◆				
12	目的指標を定めた電気や水道の節約	1	2	3	4
13	設備・機械の省エネルギー対策	1	2	3	4
14	雨水利用等の水の有効利用	1	2	3	4
15	低公害車・低燃費車の導入	1	2	3	4
16	省エネ診断の実施	1	2	3	4
17	温室効果ガス排出量の把握・抑制	1	2	3	4
18	代替フロン使用の抑制・廃止	1	2	3	4
19	太陽光等の再生可能エネルギーの利用	1	2	3	4
	◆環境マネジメントシステムや環境教育◆				
20	ISO14001、エコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入	1	2	3	4
21	環境への取り組みに対するガイドライン（指針）の導入	1	2	3	4
22	社員に対する環境教育の実施	1	2	3	4
23	環境報告書（CSR レポート）の作成	1	2	3	4

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問 10　貴事業所では、地域社会の一員として、**地域の環境のためにどのような取り組み**をしていますか。あてはまる番号をすべて○で囲んでください。

1．事業所周辺の清掃活動
2．地域の清掃活動や美化活動への参加・協力
3．事業所の緑化活動
4．地域の緑化活動などへの参加・協力
5．従業員のボランティア活動支援
6．環境保全団体等への支援や寄付
7．近隣地域への環境情報提供
8．特に取り組んでいない
9．その他（　　）

問 11　貴事業所では、**環境活動に取り組む意義**について、どのようにお考えですか。あてはまる番号を○を３つ以内で囲んでください。

1．新規ビジネスのチャンスにつながることから、もっと積極的に取り組みたい
2．事業者の責務として、事業活動に当然含まれるべきものである
3．省エネなど、事業活動にメリットのある範囲で取り組みたい
4．企業の社会的責任として、最低限取り組むべきことである
5．企業として取り組むべきことであるが、費用や人手、手間がかかるため取り組みたくない
6．事業活動に際しては、法律や条例の規制基準を守っていれば十分
7．環境活動に取り組む必要はない（事業者は事業活動を重視すべき）
8．その他（　　）

問 12　貴事業所において、**環境活動を進めるにあたり、どのようなことが課題**であるとお考えですか。あてはまる番号を**○を３つ以内**で囲んでください。

1．消費者・利用者の環境に対する理解向上
2．取引先の環境に対する理解向上
3．従業員の環境に対する理解向上
4．環境に関する情報の不足
5．コスト的な問題
6．時間的な問題
7．環境への取り組みに対する市場評価の低さ
8．環境活動を推進するための組織体制の整備
9．企業間の協力・連携体制
10．特になし
11．その他（　　）

◆貴事業所の地球温暖化対策への取り組みについてお伺いします◆

問 13　次の項目について、**導入について、**それぞれの項目について、あてはまる番号 1～4 の中から**１つだけ○**で囲んでください。

項　　目		導入済み	導入検討中（予定含む）	導入予定はないが、関心はある	関心はないまたは該当しない
1	使用エネルギー削減の仕組みの導入	1	2	3	4
2	ESCO事業※による省エネ技術の導入	1	2	3	4
3	照明をLEDなど高効率なものに買い換える	1	2	3	4
4	高効率ボイラー、高効率モーターなどの動力機の導入	1	2	3	4
5	ヒートポンプ、潜熱回収、ガスエンジンなど高効率空調機の導入	1	2	3	4
6	冷水・冷却水ポンプ、空調機等などのインバーター制御機器の導入	1	2	3	4
7	建築物の省エネ性能の向上	1	2	3	4
8	高効率な自家発電設備の導入	1	2	3	4
9	PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）及び電気自動車の導入	1	2	3	4
10	屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど建物の緑化の導入	1	2	3	4
11	再生可能エネルギーの導入 ※（ ）内に具体名をお書きください。例. 太陽光	1 （　　）	2 （　　）	3 （　　）	4

※ 省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業のこと。ＥＳＣＯとは、Energy Service Company の略。

－　犬山市環境基本計画策定のための事業者アンケート　－

問 14　**地球温暖化対策**について、市が重点的に進めるべきだと思う施策はどれですか。あてはまる番号を**3つまで○**で囲んでください

1．地球温暖化対策に関する事業所への情報提供・ＰＲの充実
2．オフィス・工場への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する助成等の充実
3．太陽光発電などの地産地消の再生可能エネルギーの活用
4．事業者への省エネ診断などの調査
5．事業者への省エネ講座等の開催
6．省エネ方法などの情報提供・ＰＲ
7．エコアクションなど取得するための支援
8．産・官・学の連携による温室効果ガスの排出抑制や削減のための仕組みづくり
9．ごみの減量・資源化の推進
10．地球温暖化対策を積極的に活動している事業所等への支援
11．その他　（　　）

◆環境に関する地域貢献活動についてお伺いします◆

問 15 貴事業所では、今後、環境に関する地域貢献活動に取り組む予定はありますか。あてはまる番号を**1つだけ○**で囲んでください。

1．現在も取り組んでおり、今後も継続する
2．現在取り組んでいるが、今後は、縮小する。
3．現在は取り組んでいないが、取り組みは検討している
4．取り組む予定はない

問 16 貴事業所が**協力、支援できる活動分野**はどれですか。**特にあてはまる番号を3つまで○**で囲んでください。

1．里山などの自然環境の保全対策
2．動植物の保全と生き物の住める環境づくり
3．ごみの減量・分別やリサイクルの推進
4．省エネルギー活動など温室効果ガス排出量の削減対策
5．太陽光など再生可能エネルギーの活用推進
6．環境教育・環境学習の推進
7．環境イベントなどの参加
8．その他（　　）

問 17 貴事業所が協力、支援できる取り組みはどれですか。特にあてはまる番号で、○を３つ以内で囲んでください。

1．寄付金、協賛金などの資金援助
2．社員の派遣などの人的労力の支援
3．自社製品の貸与、提供
4．自社が保有するノウハウ、専門技術の提供
5．自社が保有する会議室、ホール等の施設の提供
6．イベント企画、運営ノウハウの提供
7．パンフレット作成やウェブサイト運営など活動 PR、情報発信の支援
8．特になし
9．その他（　　）

問 18　貴事業所が、環境に関する地域貢献活動に取り組む場合、行政からどのような支援があると良いですか。あてはまる番号に○を３つまで囲んで下さい。

1．市のホームページや広報等での地域貢献活動の PR
2．事業所の環境活動に関する講演会やセミナーの開催
3．地域貢献活動を実施している事業所への優遇措置（税制等）
4．事業所の環境活動をＰＲする場の提供（イベントやキャンペーンの実施）
5．市内の環境活動団体等に関する情報の提供
6．市内の環境活動団体等との情報交換の機会・場の提供
7．企業が行う環境に関する活動を市が認定する制度
8．特になし
9．その他（　　）

◆最後に、環境に関わるご意見等があれば、ご自由にお書き下さい。◆

アンケートの質問は以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、この調査票を返信用封筒に入れ、令和元年７月 26 日（金）までにご投函ください。

4 用語解説

【あ行】

安心・安全社会

安全が確保され、人々が安心して心豊かに、質の高い生活を営むことのできる社会のこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 21 年 11 月に、環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

エコステージ

中小企業でも導入しやすい環境マネジメントシステム国内規格の一つ。ISO14001 と整合性が高く、さらに経営強化を図る有効なシステム。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコツーリズム

生態系や自然環境に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深め、環境保全につながっていくことを目指す仕組み。

エコツーリズムの考え方に基づいて、自然や文化などの資源の保全に配慮しながら魅力を体験するプログラムをエコツアーと言う。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO_2）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコライフ

環境にやさしい暮らし（ライフスタイル）をいう。具体的には、自動車の不要な利用を差し控える、バスや電車などの公共交通機関を利用する、水の節約を心がける、生ごみや食用油を流さない、商品の購入に当たってはリサイクル可能なものなど環境への負荷の少ないものを購入する、廃棄物の発生を少なくする、省エネルギーを心がけ二酸化炭素の発生を抑制することなどがあげられる。

エネルギー管理システム

エネルギー管理システム（energy management system）とは、住宅やビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

家庭用のHEMS、ビル用のBEMS、マンション用のMEMS、工場用のFEMSがある。

エネルギー基本計画

2002（平成 14）年に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定するものであり、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。

2025（令和 7）年に第 7 次となる見直しが行われ、エネルギー政策の基本である「3E（安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）＋S（安全性）」の原則のもと 2040（令和 22）年度温室効果ガス 73%削減目標と整合する形でとりまとめられている。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等の様々な種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO_2）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_S）、パーフルオロカーボン類（PFC_S）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）の 7 種類としている。

【か行】

カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO_2）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になることを指す。

本計画では、事業所や家庭などが排出する CO_2 を省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用によって「排出」を削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護、排出権の購入といった「吸収」によって正味でゼロにする取り組みの意味で用いている。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られている。

外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼させると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO_2）や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。2024（令和6）年に第六次計画が閣議決定された。

『第六次環境基本計画』は、気候変動、生物多様性の損失、汚染という「3 つの世界的危機」への強い危機感に基づき、現代文明の転換と社会変革を促す指針である。2030 年までの「勝負の 10 年」を見据え、環境を起点に諸課題を同時に解決する「環境・経済・社会の統合的向上」の高度化を目指している。

また、現在及び将来の国民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守りつつ持続的に発展できる「循環共生型社会」の構築を掲げている。その実現に向け、グリーンな経済システムの構築、地域循環共生圏による地域づくり、戦略的な国際協調など、6 つの重点戦略を設定している。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や市町村における計画策定が進んでいる。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として 1993（平成 5）年に制定された。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018（平成 30）年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。2001（平成 13）年、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が制定されている。

クールシェア

家庭や町の中の涼しい場所を家族や地域の人々でシェア(共有)することにより、エアコンの使用量を減らそうという省エネ対策。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

固定価格買取制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど自然界によって補充されるエネルギー源のこと。

再資源化（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

サンクチュアリ

野生の動植物を安全に管理し、増殖育成を図るための保護区域のこと。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、令和 6（2024）年に第五次計画が閣議決定された。

『第五次循環型社会形成推進基本計画』においては、循環経済への移行を国家戦略として掲げた上で、ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、汚染削減の同時達成を目指し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進することとしています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すこと。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、2024（令和 6）年度推計値で約 461 万 t 発生しているとされており、国民 1 人当たりに換算すると、1 日約 102g（年間約 37kg）の食べ物が捨てられている計算になる。

侵略的外来種

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを特に侵略的外来種という。

捕食や交雑で生態系を乱すほか、人の生命や健康を損ない、農水産物に影響を与えたり、被害をもたらしたりするものが該当する。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

生物多様性条約では、

・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
・様々な生物種が存在する＝種の多様性
・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という３つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

2008（平成 20）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2023-2030

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略で、2030 年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略である。2030 年のネイチャーポジティブの実現に向け、５つの基本戦略と、基本戦略ごとの状態目標（全 15 個）・行動目標（全 25 個）を設定している。

ゼロエネルギー化

住宅やビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支をプラスマイナス「ゼロ」とすること。

消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅は ZEH（ゼッチ/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ビルは ZEB（ゼブ/ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）と呼ばれる。

ゼロカーボンシティ

地域における脱炭素化の取り組みとして、「2050 年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素（CO_2）の排出量を実質ゼロにする」ことを表明した自治体のこと。

【た行】

太陽光発電

シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO_2）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第８条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。2025（令和 7）年に閣議決定された。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第３回締約国会議（COP３）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、1998（平成 10）年に制定された国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

脱炭素社会

再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化、ライフスタイルやビジネススタイルの転換等を図ることにより、二酸化炭素（CO_2）等の温室効果ガスの排出量を、森林等の吸収量を差し引いて実質ゼロにした社会のこと。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

デコ活

デコ活とは、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けて、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。省エネルギー製品の利用、住宅の省エネルギー化、公共交通機関の利用など、暮らしの中で脱炭素につながる行動や選択を促進する取組である。

テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の３つに分けられる。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

電動車

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

特定外来生物

2004（平成 16）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

【な行】

燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。

燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、生物多様性国家戦略 2023-2030 における 2050 年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向けた 2030 年ミッションとして掲げられている。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

パリ協定

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を５年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

なお、本計画では市街地の気温がアスファルトなどによる地表の被覆の人工物化、自動車や空調機による人工排熱の増加などにより、周辺の農地や集落地に比べて高温を示す意味で用いている。

光害（ひかりがい）

光害は、照明の設置方法や配光が不適切であったり、必要のない時間帯まで点灯されていることで、景観や周辺環境に及ぼす影響のことをいう。

主な影響として、居住者への影響のほか、野生生物や植物の生長への影響、エネルギーの浪費などがある。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のこと。

洞（ほら）

谷戸や谷地などとも呼ばれ、台地に河川の浸食で谷が刻まれ、海進による堆積、海退による陸地化で生じた平らな谷底をもつ浅い谷地形のこと。

三方（両側、後背）に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などで構成される。

【ま行】

まちの脱炭素化

都市から排出される二酸化炭素（CO_2）等の温室効果ガスを実質ゼロにするまちづくり。

具体的には、人や物の移動に係るエネルギー使用の削減や、建築物・自動車等の都市の構成要素の脱炭素化、都市のエネルギーシステムの脱炭素化を指す。また、二酸化炭素（CO_2）の吸収源となるみどりを保全・創出し、緑化等によってヒートアイランド現象を緩和させ、二酸化炭素（CO_2）等の温室効果ガスの排出を実質ゼロにするまちづくりのこと。

水循環基本法

健全な水循環の維持または回復に向けた総合的な施策を推進するため 2014（平成 26）年に制定された法律。

「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としている。

【英数】

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

CSR

Corporate Social Responsibility の略語で、企業が消費者・従業員・株主などから信頼を得るための社会貢献のこと。

人権を尊重した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境への配慮、地域社会貢献等々、市民としての企業が果たすべき責任をいう。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。1988（昭和 63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

30by30(サーティ・バイ・サーティ)

2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年グローバルターゲットの 1 つに盛り込まれた。我が国ではこの新枠組を踏まえ、2023 年 3 月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030 年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして 30by30 目標を位置付けている。

4 R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：排出抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」の３R に「Refuse(リフューズ：断る)」を加えたもの。

5 市域からの温室効果ガス排出量の算定方法

市域からの温室効果ガス排出量のうち、製造業については、環境省マニュアルの「事業所排出量積上法」で算出し、その他の排出量は、環境省が標準的手法等に基づき排出量を算定し、公表している「自治体排出量カルテ」により把握します。

●エネルギー起源 CO2

部 門	区 分	算定方法
産業部門	農林水産業	愛知県の農林水産業炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計）を市町村の農林水産業の従業者数（経済センサス）の割合で按分して算出。 ■農林水産業 CO_2 排出量（犬山市）＝愛知県の農林水産業炭素排出量／愛知県の農林水産業従業者数×犬山市の農林水産業従業者数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
	建設業・鉱業	愛知県の建設・鉱業炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計）を市町村の建設・鉱業の従業者数（経済センサス）の割合で按分して算出。 ■建設業・鉱業 CO_2 排出量（犬山市）＝愛知県の建設業・鉱業炭素排出量／愛知県の建設業・鉱業従業者数×犬山市の建設業・鉱業従業者数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
	製造業	以下の事業所排出量積上法（環境省マニュアル：カテゴリ D）により算出。 ■製造業 CO_2 排出量（犬山市）＝特定事業所排出量実績値 ＋ 非特定事業所排出量推計値 ■特定事業所排出量実績値 ＝「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における犬山市内の特定事業所の排出量の合計 ■非特定事業所排出量推計値 ＝ Σ｛（全国業種別排出量－全国業種別特定事業所排出量）÷（全国業種別事業所数－全国業種別特定事業所数）×犬山市内業種別非特定事業所数｝
民生部門	業務その他	愛知県の業務その他部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計）を市町村の業務その他部門の従業者数（経済センサス）の割合で按分して算出。 ■業務その他 CO_2 排出量（犬山市）＝愛知県の業務その他部門炭素排出量／愛知県の業務その他従業者数×犬山市の業務その他従業者数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
	家庭	愛知県の家庭部門炭素排出量（都道府県別エネルギー消費統計）を市町村の世帯数（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）の割合で按分して算出。 ■家庭部門 CO_2 排出量（犬山市）＝愛知県の家庭部門炭素排出量／愛知県の世帯数×犬山市の世帯数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
運輸部門	自動車	全国の旅客・貨物自動車について、全国の自動車車種別炭素排出量（総合エネルギー統計）を市町村の自動車保有台数（市区町村別自動車保有車両数統計等）の割合で按分して算出。 ■自動車 CO_2 排出量（犬山市）＝全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数×犬山市の自動車車種別保有台数×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）
	鉄道	全国の鉄道炭素排出量（総合エネルギー統計）を市町村の人口（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）の割合で按分して算出。 ■鉄道 CO_2 排出量（犬山市）＝全国の鉄道における炭素排出量／全国の人口×犬山市の人口×炭素から二酸化炭素への換算係数（44／12）

●非エネルギー起源 CO2

部 門	区 分	算定方法
廃棄物部門	一般廃棄物	一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源のプラスチックごみ及び合成繊維の量（一般廃棄物処理実態調査）に対して、排出係数を乗じて算定。 ■一般廃棄物 CO_2 排出量（犬山市）＝一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量×2.77（排出係数）＋一般廃棄物中の合成繊維の焼却量×2.29（排出係数） ※排出係数：対象物を 1t 焼却したときに発生する CO_2の量

（出典：温室効果ガス排出量の推計の前提条件等 各部門の算出方法（環境省））
（出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル【算定手法編】（環境省））